

第23回 岐阜県トラック輸送における取引環境・ 労働時間改善地方協議会

日 時：令和8年3月4日（水）14時00分～15時30分
場 所：一般社団法人岐阜県トラック協会 会議室
岐阜市日置江2648番地の2（岐阜県自動車会館3階）

議 事 次 第

1. 開 会

2. 挨拶（中部運輸局自動車交通部次長）

3. 議 題

（1）行政の物流対策について【資料1】

（2）トラック運転者の働き方改革に向けた厚生労働省の取組について【資料2】

（3）関係機関からの情報提供等【資料3】【資料4】

（4）令和7年度の協議会における取組結果及び令和8年度の協議会の取組について【資料5】

4. 挨拶（岐阜労働局労働基準部長）

5. 閉 会

【配布資料】

- ・議事次第
- ・「岐阜県トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会」について（規約）
- ・岐阜県トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会委員名簿
- ・第23回 岐阜県トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会 出席者名簿
- ・第23回 岐阜県トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会 配席図
- ・資料1：行政の物流対策について（中部運輸局）
- ・資料2：トラック運転者の働き方改革に向けた厚生労働省の取組（岐阜労働局）
- ・資料3：中小受託取引適正化法（取適法）について（公正取引委員会事務総局 中部事務所）
- ・資料4：受託中小企業振興法の概要（中部経済産業局 取引適正化推進室）
- ・資料5：令和7年度の協議会における取組結果及び令和8年度の協議会の取組について（岐阜運輸支局）

「岐阜県トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会」 について（規約）

（名称）

第1条 本協議会は、「岐阜県トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会」（以下、「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 本協議会は、トラック運送事業者、荷主、行政等の関係者が一体となり、トラック運送事業における取引環境の改善及び長時間労働の抑制を実現するための具体的な環境整備等を図ることを目的とする。

（組織）

第3条 協議会は、学識経験者、労働団体、経済団体、荷主、トラック運送事業者団体、トラック運送事業者、行政機関等の各員（以下「委員」という。）をもって構成する。

2. 協議会には、委員の互選により座長を置く。
3. 座長は、議事その他の会務を統括する。

（協議会及び活動事項）

第4条 協議会は目的達成のため次の活動を行う。

- (1) 岐阜県におけるトラック運送事業の長時間労働の抑制に向けた諸対策に関すること
- (2) 岐阜県におけるトラック運送事業の取引環境の改善に向けた取組に関すること
- (3) その他

（協議会）

第5条 協議会は、必要に応じて座長が召集する。

2. 座長は必要に応じ、協議会に委員以外の者を出席させることができる。
3. 協議会は公開を原則とする。ただし、座長が必要と認める場合は、非公開で行うことができる。

（ワーキンググループ）

第6条 協議会には、第4条（協議会及び活動事項）に掲げる事項に関して専門的に検討を行う機関としてワーキンググループ（以下、「WG」という。）を置くことができる。

2. WGは、座長が指名した委員等により構成する。

（他の地方協議会との連携）

第7条 協議会の運営にあたっては、中部地区（愛知県、静岡県、三重県、福井県）の他の地方協議会と連携し、この調整は中部運輸局が行うものとする。

(事務局)

第8条 協議会の運営に関する事務は、岐阜労働局、岐阜運輸支局、岐阜県トラック協会が共同で行うものとする。

(その他)

第9条 これに定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項はその都度協議し、決定する。

(附 則) この規約は、平成27年8月3日から施行する。

岐阜県トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会委員名簿

(順不同・敬称略)

土井 義夫	朝日大学大学院経営学研究科 教授
加藤 剛	岐阜県商工会議所連合会 専務理事
安藤 正弘	一般社団法人岐阜県経営者協会 専務理事
高橋 義信	一般社団法人岐阜県経済同友会 専務理事
上口 隆一	株式会社バローホールディングス 流通技術本部 物流部長
会津 彰太	カヤバ株式会社 生産管理部 部長
三橋 浩司	カヤバ株式会社 生産企画部 部長
板谷 和也	日本労働組合総連合会岐阜県連合会 副会長
高橋 英彦	全日本運輸産業労働組合岐阜県連合会 執行委員長
田口 利寿	一般社団法人岐阜県トラック協会 副会長
	西濃運輸株式会社 相談役
清水 豊太郎	清水産業有限会社 代表取締役会長
中嶋 孝典	有限会社岐阜通運 代表取締役
大野 健治	ハートランス株式会社 代表取締役
原田 浩一	岐阜労働局長
中村 広樹	中部運輸局長
加藤 彦徳	岐阜運輸支局長

オブザーバー

藤井 隆史	中部経済産業局 産業部 流通・サービス産業課 課長
佐々木 隆行	東海農政局 経営・事業支援部 食品企業課 課長
加瀬川 晃啓	公正取引委員会事務総局 中部事務所 総務管理官

第23回 岐阜県トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会 出席者名簿

(敬称略)

	組織名	役職	委員名
1	朝日大学大学院	経営学研究科教授	土井 義夫
2	岐阜県商工会議所連合会	専務理事	加藤 剛
3	一般社団法人岐阜県経営者協会	専務理事	安藤 正弘
4	一般社団法人岐阜県経済同友会	専務理事	高橋 義信
5	株式会社パローホールディングス	流通技術本部 物流部長	上口 隆一
6	カヤバ株式会社	生産管理部 部長	会津 彰太
		生産企画部 部長	三橋 浩司
7	日本労働組合総連合会 岐阜県連合会	副会長	板谷 和也
8	全日本運輸産業労働組合 岐阜県連合会	執行委員長	高橋 英彦
9	一般社団法人岐阜県トラック協会 西濃運輸株式会社	副会長 相談役	田口 利寿
10	清水産業有限会社	代表取締役会長	清水 豊太郎
11	有限会社岐阜通運	代表取締役	中嶋 孝典
12	ハートランス株式会社	代表取締役	大野 健治
13	岐阜労働局	局長	原田 浩一
14	中部運輸局	局長	中村 広樹
15	岐阜運輸支局	支局長	加藤 彦徳

欠席

欠席

欠席

欠席

欠席

代理出席者 役職	出席者名	随行者名
		牧田 一城 渡邊 亘
		臼井 靖彦 高橋 正樹 田中 義人 (事務局)
		森本 十吾
労働基準部 部長	上田 敦郎	米山 宏治 渡邊 吉徳 (事務局)
自動車交通部 次長	小出 和仁	神戸 英至
		大石 悟 森 大樹 (事務局)

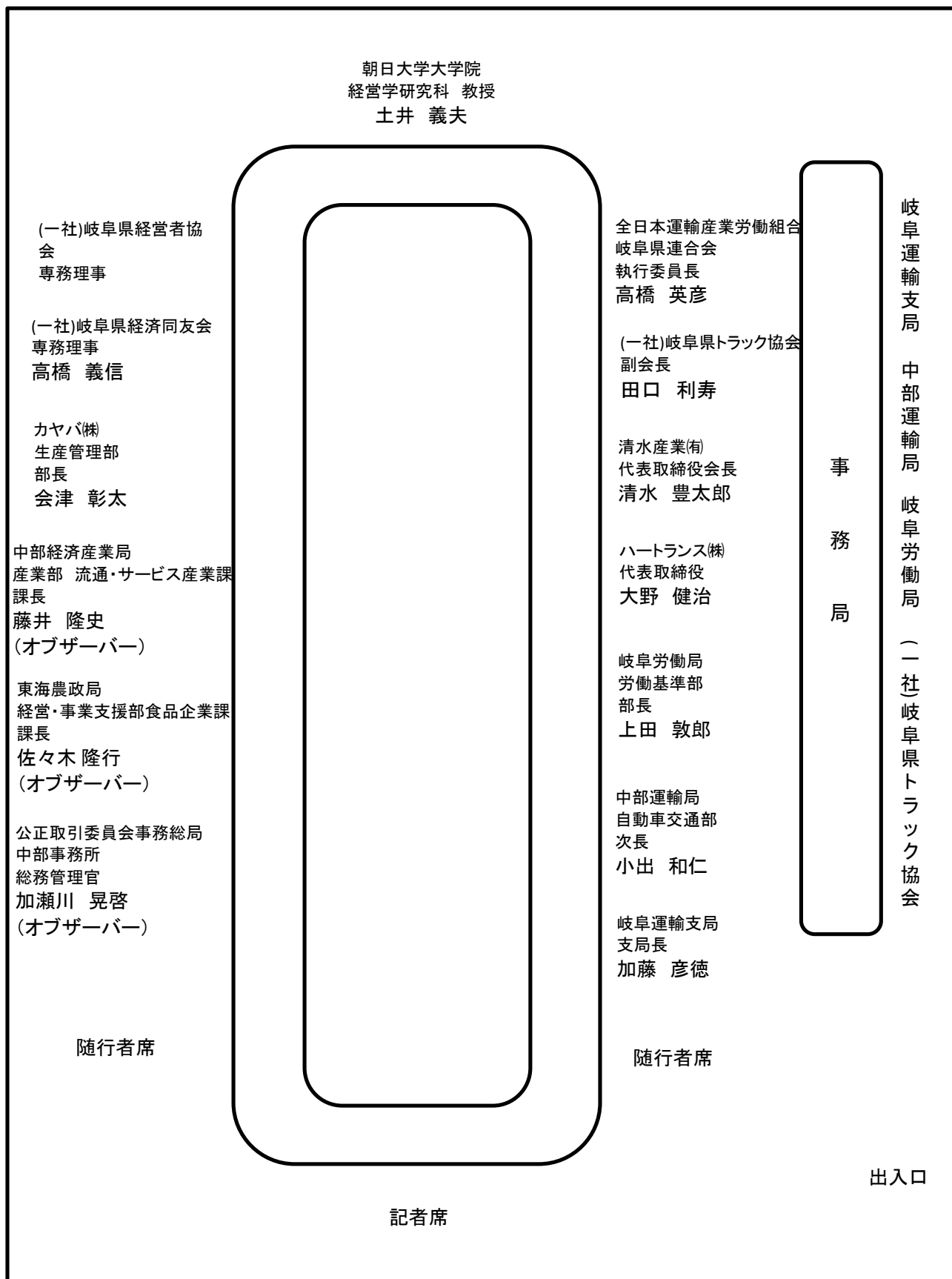
オブザーバー

中部経済産業局	産業部 流通・サービス産業課 課長	藤井 隆史
東海農政局	経営・事業支援部 食品企業課 課長	佐々木 隆行
公正取引委員会事務局中部事務所	総務管理官	加瀬川 晃啓

		片桐 実玲

第23回 岐阜県トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会 配席図

(一社)岐阜県トラック協会 会議室
(順不同・敬称略)



行政の物流対策について

令和8年3月4日

中部運輸局自動車交通部貨物課

- 2024年問題への対応、トラック・物流Gメン等の活動について
- 物流改正法について
- トラック適正化二法、その他について

トラック業界の構造的課題

- ✓ 長時間労働、低賃金
- ✓ 慢性的な担い手不足、若手ドライバーの不足

ドライバーの労働環境改善のため…

(2024年4月～)

トラック業界の働き方改革

- ✓ 時間外労働上限規制の適用（年960時間）
- ✓ 改善基準告示の見直し（拘束時間の縮減）

このまま何も対策を講じなければ…

物流2024年問題

- ✓ モノが運べなくなるおそれ
- ✓ ドライバーの年収低下、人材不足のおそれ

今後より深刻に……各種対策が必要…



2018年

- 6月 **「働き方改革関連法」成立**（※労働基準法の改正）
- 12月 **貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（議員立法）の成立**
（※「荷主対策の深度化」、「標準的運賃」の制度を創設（2024年3月末までの時限措置））

2020年

- 4月 **「標準的運賃」を告示**

2023年

- 6月 関係閣僚会議において「**物流革新に向けた政策パッケージ**」を策定
貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（議員立法）の成立
（※「荷主対策の深度化」、「標準的運賃」の制度を「当分の間」延長）
- 7月 **「トラックGメン」創設**
- 10月 関係閣僚会議において「**物流革新緊急パッケージ**」を策定

2024年

- 2月 関係閣僚会議において「2030年度に向けた**政府の中長期計画**」を策定
- 3月 **新たな「標準的運賃」を告示**
自動車運送業分野（トラック・バス・タクシー）の特定技能制度の対象分野への追加を閣議決定
- 4月 **「働き方改革関連法」の施行**（※トラックドライバーにも時間外労働時間上限規制が適用）
- 5月 **物流改正法**公布 ※4月成立
- 11月 **「トラック・物流Gメン」に改組、「Gメン調査員」の新設**

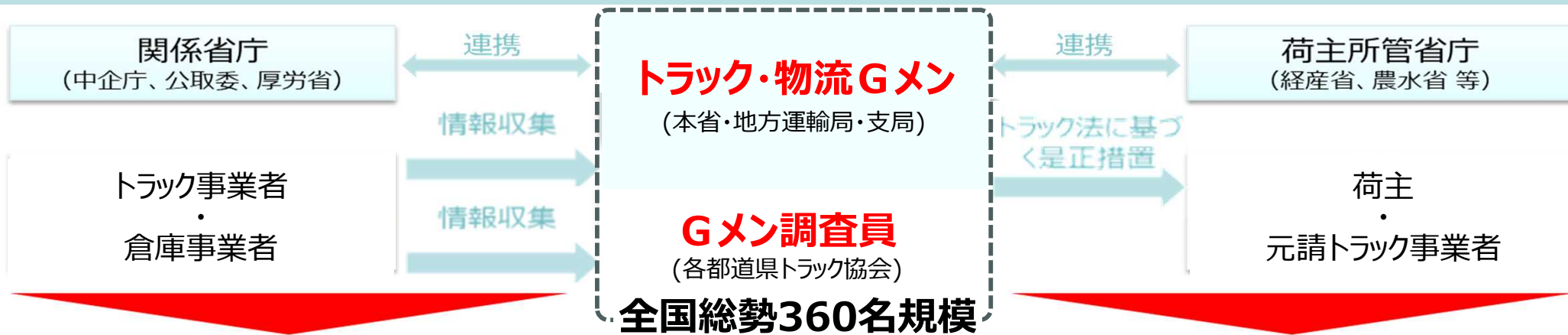
2025年

- 4月 **物流改正法の施行**（※一部は2026年4月から施行）
- 5月 **下請法・下請振興法改正法** 成立（※2026年1月施行、ただし一部は公布日から施行）
- 6月 **トラック適正化二法** 成立・公布

2026年

- 1月 **下請法・下請振興法改正法** 施行（「中小受託取引適正化法（取適法）」、「受託中小企業振興法」（振興法）」へ法律名変更）

トラック・物流Gメンが、Gメン調査員とともに荷主・元請事業者への監視・指導を強化



トラック・物流Gメンの設置による荷主等への監視体制の緊急強化

トラック事業者への**プッシュ型**の情報収集を開始し
情報収集力を強化 (2023年度～)

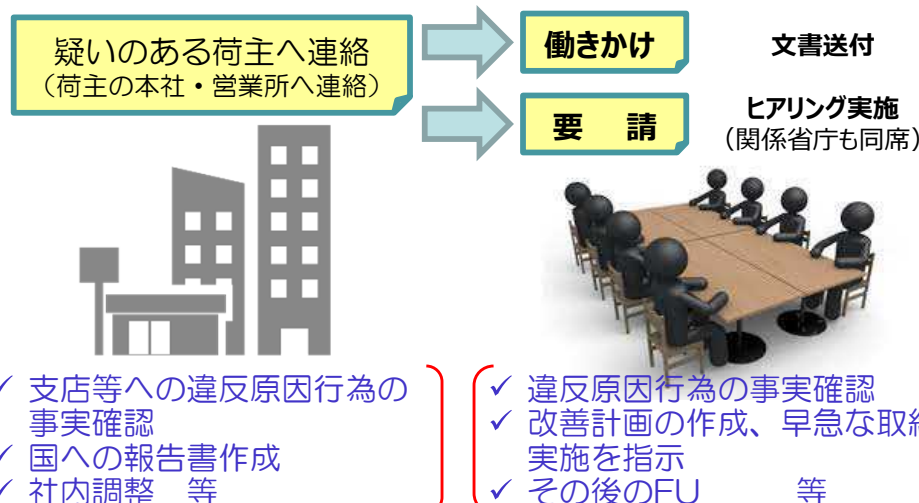
トラック法に基づく「働きかけ」「要請」「勧告・公表」
制度※の執行力を強化 (2023年度～)

※2018年に議員立法で制定。2023年6月に適用期限を「当分の間」に延長。

「プッシュ型情報収集」

- ① ヒアリング (訪問・電話)**
違反原因行為の疑いのある荷主情報の積極的収集
- ② 荷主等パトロール (現場の状況確認、周知・指導)**
違反原因行為をしている疑いのある荷主等の支店、荷捌き場周辺など
- ③ フォローアップ調査 (パトロール時に実施)**
 - ・ 情報提供元への事実確認・深堀り
 - ・ 「働きかけ」、「要請」実施済荷主の再度の違反原因行為の疑い等確認

「是正指導」

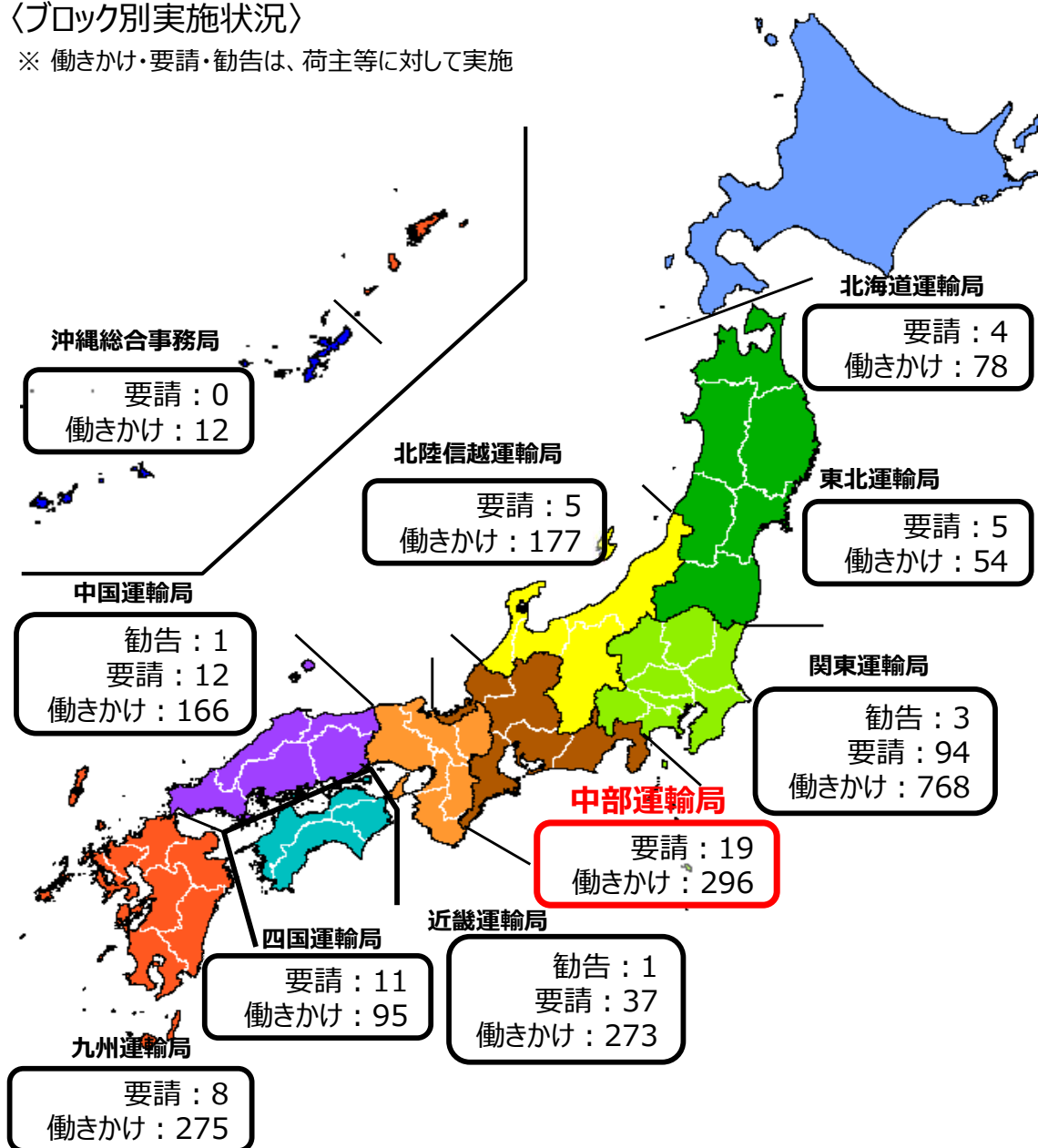


中部運輸局「トラック・物流Gメン」の活動状況

(ブロック別働きかけ等の実施件数 (令和7年11月末時点))

〈ブロック別実施状況〉

※ 働きかけ・要請・勧告は、荷主等に対して実施



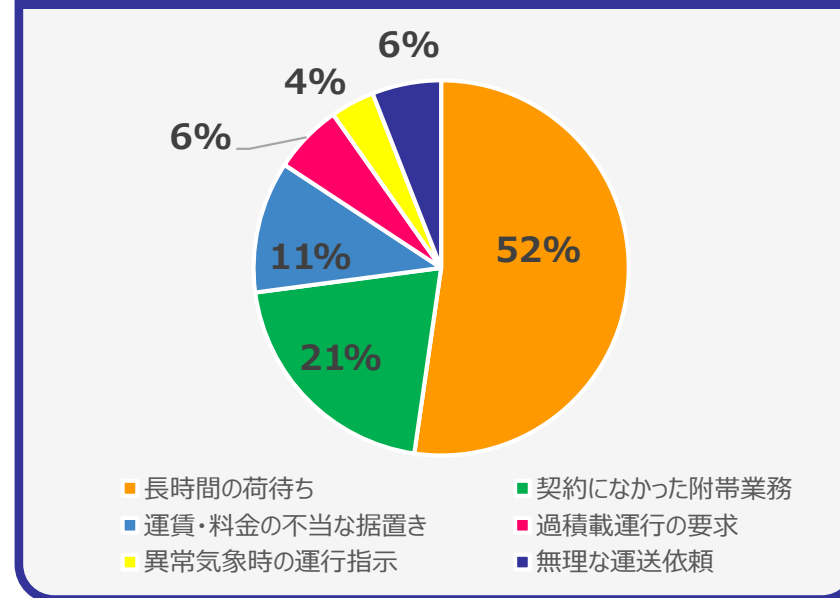
〈全国〉 (参考)

対応内容	荷主等の数	内訳
勧告	5	荷主3・元請1・その他1
要請	195	荷主106・元請83・その他6
働きかけ	2,194	荷主1,540・元請554・その他100

〈中部運輸局管内〉 (愛知、静岡、岐阜、三重、福井)

対応内容	荷主等の数	内訳
要請	19	荷主9・元請8・その他2
働きかけ	296	荷主212・元請63・その他21

「中部運輸局管内」における是正指導実施件数の違反原因行為の内訳 (令和7年11月末時点)



国土交通省では、**令和7年10月・11月を「集中監視月間」と位置づけ**て、適正な取引を阻害するおそれのある行為をしている荷主や元請事業者に対する監視を強化。これを受け、中部運輸局においても、管内運輸支局、公正取引委員会、労働局・労働基準監督署、適正化実施機関等と連携し、トラックが集まる施設でのトラックドライバーへの聴き取り調査や荷主等の営業所、物流拠点等を訪問し、荷主等による違反原因行為の未然防止等の観点から、物流改正法や取適法（改正下請法）の周知・啓発活動等を展開。

中部運輸局トラック・物流Gメン「集中監視月間」関係の報道発表

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

中部運輸局・公正取引委員会事務総局中部事務所

令和7年10月2日 14時00分同時発表

＜お問合せ先＞
中部運輸局自動車交通部貨物課 神戸、深谷、高橋
TEL: 052-952-9037
公正取引委員会事務総局中部事務所下請課
TEL: 052-961-9424

「トラックの日」に合わせて
トラックドライバーへのヒアリング
と改正下請法の周知啓発を実施します！

中部運輸局では、トラック・物流Gメンによる「集中監視月間（10月・11月）」の取組の一環として、10月9日の「トラックの日」の前後の期間に管内各地において別紙のとおりトラックドライバーへのヒアリングを実施するとともに、公正取引委員会事務総局中部事務所と合同で、令和8年1月1日から施行される製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（改正下請法、以下「取適法」という。）について周知啓発を実施しますのでお知らせします。

トラックドライバーへのヒアリングは、道の駅及びトラックステーションにおいて、トラックドライバーに対して「長時間の荷待ち」「契約のない附帯業務」「過積載運送の指示・容認」等の違反原因行為の情報提供を呼び掛けていきます。提供いただいた情報をもとに荷主等への是正指導等に活用させていただきます。

また、取適法については、実施施設の利用者に対して周知啓発を図っていきます。

※ 取材を希望される場合には、「取材にあたっての注意事項」をご確認のうえ、各地における活動実施日の1営業日前の正午までに別紙実施機関の連絡先までご連絡ください。

《R7.10.2 中部運輸局プレス》

中部運輸局・公取委 合同
「トラックの日」に合わせた
ドライバーヒアリング等実施

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

中部運輸局・北陸信越運輸局・公正取引委員会事務総局中部事務所

令和7年10月6日 14時00分同時発表

＜お問合せ先＞
中部運輸局自動車交通部貨物課 神戸、深谷、高橋
TEL: 052-952-9037
E-mail: cht-tbgen07hki.mlit.go.jp
北陸信越運輸局自動車交通部貨物課 水上、廣川
TEL: 025-285-9154
E-mail: hrt-kamotsuaki.mlit.go.jp
公正取引委員会事務総局中部事務所下請課
TEL: 052-961-9424

同時発表：福井県政記者クラブ、石川県政記者クラブ

中部運輸局・北陸信越運輸局・公正取引委員会
中部事務所が合同でトラックドライバーへの聴き
取り調査及び改正下請法の周知啓発を実施します！

国土交通省及び地方運輸局では、物流の「2024年問題」に適切に対応し、物流全体の適正化を図るため、貨物自動車運送事業法附則第1条の2に基づいて、恒常的な長時間の荷待ちの発生などの「違反原因行為」をしている疑いのある荷主等に対して「働きかけ」「要請」等の是正指導を行っています。

このたび、経済圏を一体とする北陸3県における長時間の荷待ちなどの「違反原因行為」に係る情報を収集するとともに、令和8年1月1日から施行される製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（改正下請法、以下「取適法」という。）について周知啓発を行うため、福井県を管轄区域に含む中部運輸局及び石川県・富山県を管轄区域に含む北陸信越運輸局並びに公正取引委員会事務総局中部事務所が合同でトラックドライバーへの聴き取り調査と実施施設の利用者に対して取適法の周知活動を実施しますので以下のとおりお知らせします。

《R7.10.6 中部運輸局プレス》

中部局・北信局・公取委 合同
ドライバーヒアリング等 実施

「集中監視月間」における主な取組み【中部管内】

① 働きかけ・要請の実施

全トラック事業者に対する違反原因行為の実態調査（R7.8月実施）やトラック・物流Gメンによるプッシュ型情報収集等にて入手した荷主等による違反原因行為の情報を活用し、違反原因行為をしている疑いのある荷主等に対して働きかけ・要請の実施。

② トラックドライバーへの聴き取り調査（プッシュ型の情報収集）

公正取引委員会、適正化実施機関等と連携して、トラックが集まる施設（トラックステーション、道の駅）におけるトラックドライバーへの聴き取り調査を実施。取適法（改正下請法）等の周知・啓発を実施。

③ 合同荷主パトロールの実施

公正取引委員会、労働局・労働基準監督署、適正化実施機関等と連携して、荷主等の営業所、物流拠点等を訪問。荷主等による違反原因行為の未然防止の観点から、物流改正法、取適法（改正下請法）等の周知・啓発を実施。

【参考】Gメン等の関係者が全国から東京に集結、大規模荷主パトロール実施（10/28～29）※中部運輸局、静岡支局からGメン参加

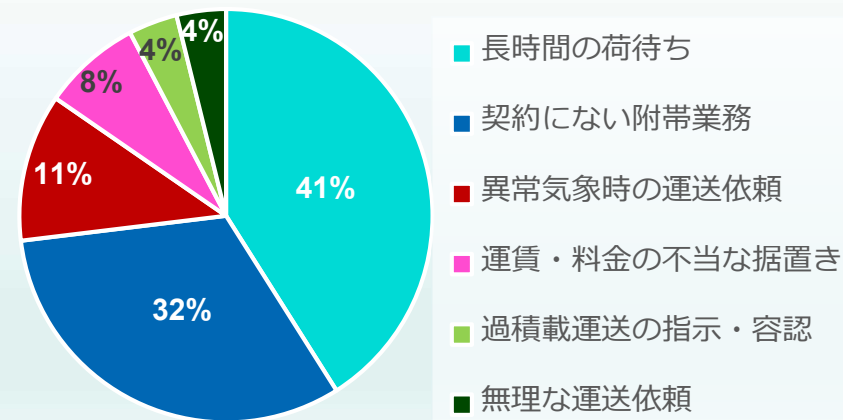
働きかけ・要請の実施

中部運輸局では、トラック事業者への違反原因行為の実態調査やトラック・物流Gメンによるプッシュ型情報収集等で入手した情報をもとに、適正な取引を阻害する疑いのある荷主等に対して「**働きかけ**」を実施。

また、過去に働きかけを実施した荷主等において、依然として違反原因行為をしている疑いのある荷主等に対して「**要請**」を実施。

- **要請** : 2件 (荷主 2)
- **働きかけ** : 73件 (荷主 57、元請9、その他7)

【違反原因行為の割合】



トラックドライバーへの聴き取り調査

公正取引委員会、適正化実施機関と連携

中部運輸局では、10月9日の「トラックの日」の前後の期間に中部管内にあるトラックステーション及び道の駅にて、公正取引委員会及び適正化実施機関のGメン調査員と連携して、トラックドライバーに対する荷主等による違反原因行為に関する聴き取り調査を実施。収集した情報については、トラックドライバーの労働条件の改善や取引の適正化に繋げるべく、荷主等への働きかけ等に活用。

地域	日程	場所	ドライバー聴き取り人数	違反原因行為件数	違反原因行為の種別
愛知	令和7年10月8日	名古屋トラックステーション	29人	2件	長時間の荷待ち 過積載運送の指示
静岡	令和7年10月16日	道の駅「掛川」	39人	-	-
岐阜	令和7年10月14日	道の駅「月見の里南濃」「クレール平田」	33人	5件	長時間の荷待ち 契約にない附帯業務等
三重	令和7年10月15日	亀山トラックステーション	50人	4件	長時間の荷待ち 契約にない附帯業務等
三重	令和7年10月22日	道の駅「いが」	31人	1件	長時間の荷待ち
福井	令和7年10月9日	道の駅「越前おおの荒島の郷」	11人	-	-



【R7.10.8 名古屋TSヒアリングの様子】



【R7.10.15 亀山TSヒアリングの様子】

関係行政機関等と連携した荷主等パトロールの実施

公正取引委員会、労働局・労働基準監督署、適正化実施機関と連携

地域	日程	場所	連携機関
愛知	令和7年10月8日	名古屋市の荷主等 (3社)	-
愛知	令和7年11月4日	春日井市の荷主等 (2社)	-
愛知	令和7年11月10日	岡崎市・額田郡幸田町の荷主等 (10社)	岡崎労働基準監督署・公正取引委員会
愛知	令和7年11月12日	江南市・丹羽郡大口町の荷主等 (6社)	公正取引委員会
愛知	令和7年11月21日	蒲郡市・豊川市の荷主等 (11社)	公正取引委員会・適正化実施機関
静岡	令和7年10月7日	静岡市の荷主等 (14社)	静岡労働局
静岡	令和7年10月16日	掛川市の荷主等 (6社)	公正取引委員会
岐阜	令和7年11月14日	大垣市・不破郡垂井町の荷主等 (14社)	滋賀・奈良運輸支局・公正取引委員会・適正化実施機関
岐阜	令和7年11月25日	多治見市・土岐市・可児郡御嵩町の荷主等 (9社)	多治見労働基準監督署・公正取引委員会
三重	令和7年10月15日	亀山市の荷主等 (1社)	公正取引委員会
三重	令和7年10月22日	伊賀市の荷主等 (15社)	公正取引委員会・適正化実施機関
三重	令和7年11月6日	津市の荷主等 (11社)	三重労働局・津労働基準監督署・公正取引委員会
福井	令和7年10月9日	坂井市の荷主等 (1社)	-
福井	令和7年11月18日	福井市の荷主等 (10社)	福井労働局、適正化実施機関



【R7.10.7 静岡市 荷主パトロールの様子】



【R7.10.22 伊賀市 荷主パトロールの様子】

北陸信越運輸局・公正取引委員会・適正化実施機関との合同Gメン活動

令和7年10月10日（金）に石川県内において、中部運輸局（福井運輸支局を含む。）、北陸信越運輸局（石川・富山運輸支局を含む。）、適正化実施機関（福井・石川県Gメン調査員）、公正取引委員会中部事務所が合同でGメン活動を実施。石川県小松市周辺にて荷主企業15社を訪問し物流問題等に対する啓発活動を実施するとともに、尼御前SAにおいてドライバーへの聴き取り調査を実施（54人に対して聴き取りを実施、うち2件の違反原因行為の情報入手）。



【尼御前SA「ドライバーヒアリング」の様子】



【マスコミ取材の様子】

全国のGメンと公正取引委員会等との合同荷主パトロールへの参加

令和7年10月28日（火）から29日（水）にかけて東京都を中心とする首都圏に全国のトラック・物流Gメンが集結し、公正取引委員会及び適正化実施機関と連携した大規模な合同荷主パトロールを実施。

中部運輸局のトラック・物流Gメンも同活動に参加し、様々な業種の荷主企業や元請事業者を対象に物流改正法やトラック・物流Gメン制度等について周知啓発を実施。

【出典：（公社）全日本トラック協会 機関紙『広報とらっく』より】

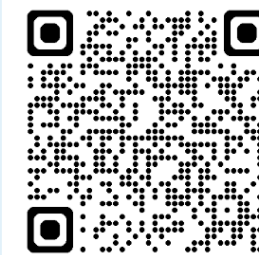


周知啓発のためのメディア配信

- メディア配信を通して、トラック・物流Gメンの活動への理解・協力を広く呼びかけ、**違反原因行為等の是正に向けて周知啓発を実施**



YouTubeチャンネル
「STOP!トラハラ」過積載・過労運転防止プロジェクト
 @stop_torahara_official



トラック・物流Gメンの活動紹介動画

トラック・物流Gメンが違反原因行為を監視・是正していることを紹介。6つの違反原因行為の説明等について、約90秒の動画を制作・配信。

6つの違反原因行為のショート動画

違反原因となる6つの行為をテーマに、ショートドラマ形式でシリーズものとして、6つの動画を制作・配信。



- ・2024年問題への対応、トラック・物流Gメン等の活動について
- ・物流改正法について
- ・トラック適正化二法、その他について

物流改正法の概要 (R6.5.15公布)

物資の流通の効率化に関する法律 (荷主・物流事業者に対する規制的措置)

旧：流通業務総合効率化法

一部を除き令和7年4月1日施行

すべての事業者

- ①荷主（発荷主、着荷主）、②物流事業者（トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫）に対し、物流効率化のために**取り組むべき措置**について**努力義務**を課し、当該措置について国が**判断基準**を策定。
- 上記①②の取組状況について、国が当該判断基準に基づき**指導・助言**、**調査・公表**を実施。

一定規模の以上の事業者

⇒令和8年4月1日施行予定

- 上記①②のうち一定規模以上のもの（特定事業者）に対し、**中長期計画**の作成や**定期報告**等を**義務付け**、中長期計画の実施状況が不十分な場合、国が**勧告・命令**を実施。
- 特定事業者のうち荷主には、**物流統括管理者**の選任を**義務付け**。

貨物自動車運送事業法 (トラック運送事業者の取引に対する規制的措置)

令和7年4月1日施行

- 運送契約の締結**等に際して、提供する役務の内容やその対価（附帯業務料、燃料サーチャージ等を含む。）等について記載した**書面**による交付等を**義務付け**。
- 元請事業者**に対し、実運送事業者の名称等を記載した**実運送体制管理簿**の作成を**義務付け**。
- 下請事業者への**発注適正化**について**努力義務**を課すとともに、一定規模以上の事業者に対し、当該適正化に関する**管理規程**の作成、**管理者**の選任を**義務付け**。

貨物自動車運送事業法 (軽トラック運送事業者に対する規制的措置)

令和7年4月1日施行

- 軽トラック運送事業者に対し、①必要な法令等の知識を担保するための**安全管理者**選任と**講習受講**、②国交大臣への**事故報告**を**義務付け**。
- 国交省HPにおける公表対象に、軽トラック事業者に係る**事故報告・安全確保命令**に関する情報等を追加。

新物効法の施行に向けた検討状況

○国交省・経産省・農水省3省の審議会の合同会議※の取りまとめを踏まえ、**令和7年4月1日より、新物効法に基づく運送・荷役等の効率化に向けた基本方針、荷主・物流事業者の努力義務、判断基準等**を施行。

※交通政策審議会 交通体系分科会 物流部会・産業構造審議会 商務流通情報分科会 流通小委員会・食料・農業・農村政策審議会 食料産業部会 物流小委員会 合同会議

基本方針のポイント ※令和7年4月1日施行

(1) トラックドライバーの運送・荷役等の効率化の推進の意義・目標

・物流は、国民生活や経済活動を支える不可欠な社会インフラであり、安全性の確保を前提に、荷主・物流事業者・施設管理者等の物流に関わる様々な関係者が協力し、令和10年度までに、以下の目標の達成を目指す。

- ① 5割の運行で、**1運行当たりの荷待ち・荷役等時間を計2時間以内に削減**（1人当たり年間125時間の短縮）
- ② 5割の車両で、**積載効率50%を実現**（全体の車両で積載効率44%に増加）

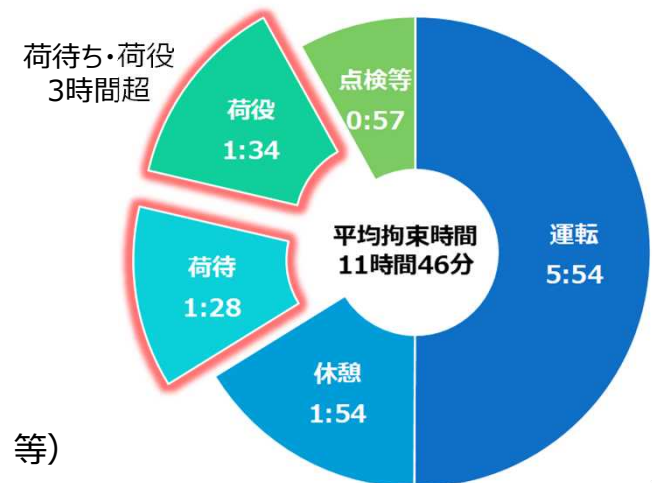
(2) トラックドライバーの運送・荷役等の効率化の推進に関する施策

- ・国と地方公共団体は、自らが荷主や施設管理者になる場合、率先してドライバーの運送・荷役等の効率化に資する措置等を実施
- ・国は、設備投資・デジタル化・物流標準化、モーダルシフト、自動運転トラック・ドローン物流の実用化、物流人材の育成等を支援

(3) トラックドライバーの運送・荷役等の効率化に関し荷主・物流事業者等が講ずべき措置

- ・積載効率の向上等
- ・荷待ち時間の短縮
- ・荷役等時間の短縮

【荷待ちがある1運行の平均拘束時間と内訳】



(4) 集貨・配達に係るトラックドライバーへの負荷の低減に資する事業者の活動に関する国民の理解の増進

- ・再配達削減や多様な受取方法等の普及促進
- ・「送料無料」表示の見直し
- ・返品削減や欠品に対するペナルティの見直し

(5) その他トラック運送サービスの持続可能な提供の確保に資するトラックドライバーの運送・荷役等の効率化の推進

- ・物流に関わる多様な主体の役割（地域の産業振興やまちづくりとの連携、経済界全体での理解増進等）
- ・トラックドライバーの運送・荷役等の効率化の前提（中継輸送拠点の整備、「標準的運賃」の浸透等）

（ドライバー実態アンケート調査(R6)より） 12

<荷主・物流事業者の判断基準等>

○**すべての荷主**（発荷主、着荷主）、**連鎖化事業者**（フランチャイズチェーンの本部）、**物流事業者**（トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫）に対し、**物流効率化のために取り組むべき措置**について**努力義務**を課し、これらの**取組の例を示した判断基準・解説書**を策定。

① 積載効率の向上等

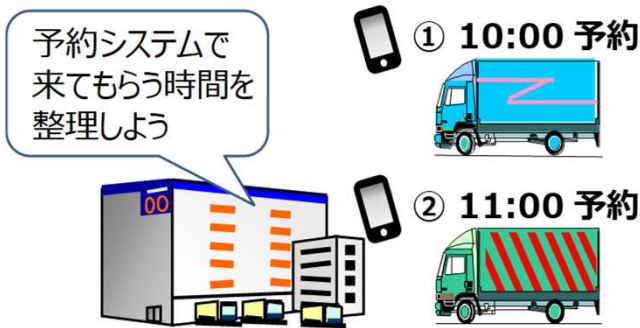
- ・複数の荷主の貨物の積合せ、共同配送、帰り荷の確保等のための実態に即したリードタイムの確保や荷主間の連携
- ・繁閑差の平準化や納品日の集約等を通じた発送量・納入量の適正化
- ・配車システムの導入等を通じた配車・運行計画の最適化 等



地域における配送の共同化

② 荷待ち時間の短縮

- ・トラック予約受付システムの導入や混雑時間を回避した日時指定等による貨物の出荷・納品日時の分散 等
- ※ トラック予約受付システムについては、単にシステムを導入するだけでなく、現場の実態を踏まえ実際に荷待ち時間の短縮につながるような効果的な活用を行う



トラック予約受付システムの導入

③ 荷役等時間の短縮

- ・パレット等の輸送用器具の導入による荷役等の効率化
- ・商品を識別するタグの導入や検品・返品水準の合理化等による検品の効率化
- ・バース等の荷捌き場の適正な確保による荷役作業のための環境整備
- ・フォークリフトや荷役作業員の適切な配置等によるトラックドライバーの負担軽減と積卸し作業の効率化 等



パレットの利用や検品の効率化

<荷主等の取組状況に関する調査・公表>

○荷主等の判断基準について、**物流事業者を対象として定期的なアンケート調査**を行い、上記①～③の**取組状況を把握**するとともに、これらの回答の**点数の高い者・低い者も含め公表**（点数の低い者の公表を検討する際は、ヒアリング等により適切に実態を把握する）。

<物流に係る事業者等の責務>

○荷主等に該当しない、施設管理者、商社、ECモール等の運営事業者、物流マッチングサービス提供事業者など、**運送契約や貨物の受け渡しに直接関係を持たないものの商取引に影響がある者**についても、その**取組方針や事例等**を示すことを検討。13

《特定事業者の指定基準》

○中長期計画の作成や定期報告等が義務付けられる**一定規模以上の事業者（特定事業者）**について、全体への寄与度がより高いと認められる**大手の事業者が指定**されるよう、それぞれ以下の指定基準値を設定。 ※R8年4月1日～届出に基づき指定

特定荷主・特定連鎖化事業者

取扱貨物の重量 9万トン以上
(上位3,200社程度)

特定倉庫業者

貨物の保管量 70万トン以上
(上位70社程度)

特定貨物自動車運送事業者等

保有車両台数 150台以上
(上位790社程度)

《中長期計画・定期報告の記載内容》

中長期計画

※7月末迄（初年度のみR8年10月末迄）

- 作成期間
 - ・ **毎年度提出することを基本**としつつ、計画内容に変更がない限りは5年に1度提出
- 記載内容
 - (1) **実施する措置**
 - (2) 実施する措置の**具体的な内容・目標等**
 - (3) 実施**時期** 等

定期報告

※7月末迄（初回R9年7月末）

- 記載内容
 - (1) 事業者の**判断基準の遵守状況**（チェックリスト形式）
 - (2) 判断基準と**関連した取組に関する状況**（自由記述）
 - (3) **荷待ち時間等**の状況【荷主等】
- 荷待ち時間等の状況の計測方法
 - ・ 取組の実効性の確保を前提として**サンプリング等の手法**を許容
 - ・ 荷待ち時間等が**一定時間以内の場合には報告省略**が可能 等

※荷主・物流事業者等の物流改善の評価・公表については、市場や消費者からの評価につながる仕組みの創設に向けて、新物効法の枠組みと合わせて具体化。

《物流統括管理者（CLO）の業務内容》

※CLO：Chief Logistics Officer

※指定後速やかに選任

○**物流統括管理者**は、ロジスティクスを司るいわゆる**CLOとしての経営管理の視点や役割も期待**されているため、**事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位**にある**役員等の経営幹部から選任**し、以下の業務を統括管理する。

- ・ 中長期計画、定期報告等の作成
- ・ **トラックドライバーの負荷軽減とトラックへの過度な集中を是正**するための**事業運営方針**の作成や**事業管理体制**の整備
- ・ トラックドライバーの運送・荷役等の効率化のための**設備投資、デジタル化、物流標準化**に向けた**事業計画の作成・実施・評価**
- ・ **社内の関係部門**（開発・調達・生産・販売・在庫・物流等）**間の連携体制の構築**や**社内研修の実施** 等

積載効率の向上等

- 複数の荷主の貨物の積合せを行うこと等により、輸送網を集約すること
- 荷主や他のトラック事業者等と協議を実施し、配送の共同化に取り組むこと
- 求貨求車システム等を活用した復荷の確保により、実車率の向上を図ること
- 配車システムの導入等により、配車・運行計画の最適化を行うこと
- 輸送量に応じた大型車両の導入等により、積載することが可能な貨物の総量を増加させること

※ このほか、合同会議の取りまとめを踏まえ、

- ・トラックドライバーの荷待ち・荷役等時間を把握し、荷主が自ら荷待ち・荷役等時間を把握することが難しい場合に実際に要したこれらの時間について情報提供すること
- ・関係事業者がトラック予約受付システムを導入している場合は、そのシステムを利用すること
- ・荷主が指示した時刻・時間帯に遅延する場合は荷主や寄託倉庫にその状況を報告するとともに、理由なく必要以上に早くトラックドライバーが集荷・配達を行う場所やその周辺の場所に到着しないよう、効率的な配車・運行に努めること。
- ・取引先に対して、共同輸配送のための個建て運賃の導入やリードタイムに応じた運賃設定、標準仕様パレットの活用などの提案を行うこと

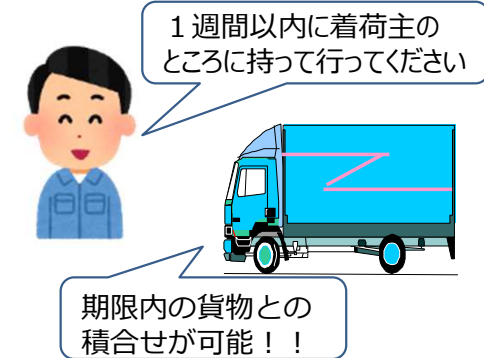
等にも取り組んでいただきたい。



荷主（発荷主・着荷主）の判断基準・解説書の概要

積載効率の向上等

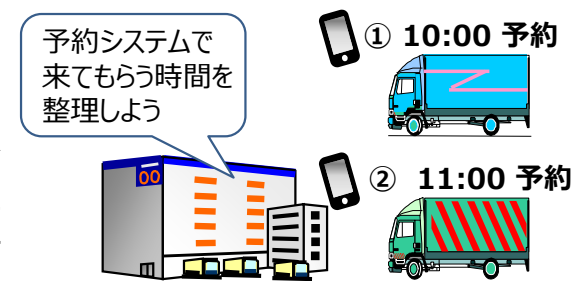
- トラック事業者が複数の荷主の貨物の積合せ等に積極的に取り組めるよう、**実態に即した適切なリードタイムの確保**や**荷主間の連携**に取り組むこと
- トラック事業者の運行効率向上のため、**繁閑差の平準化**や**納品日の集約**等を通じた**発送量・納入量の適正化**や、**配車システムの導入**等を通じた**配車・運行計画の最適化**に取り組むこと
- 適切なリードタイムの確保や発送量・納入量の適正化ができるよう、**社内の関係部門（物流・販売・調達等）の連携を促進**すること 等



リードタイムの確保

荷待ち時間の短縮

- トラックが一時に集中して到着することがないよう、**トラック予約受付システムの導入**や**混雑時間を回避した日時指定**等により、**貨物の出荷・納品日時を分散**させること（システムについては、実際に荷待ち時間の短縮につながるような効果的な活用を行うこと） 等



予約受付システムの活用

荷役等時間の短縮

- **パレット、カゴ車等の輸送用器具**の導入により、荷役等の効率化を図ること
- 貨物の出荷の際に、**出荷荷積み時の順序**や**荷姿を想定した生産・荷造り**等を行うこと
- フォークリフトや荷役作業員の適切な配置等により、**トラックドライバーの負担軽減**と**積卸し作業の効率化**を図ること
- ASNの活用、バーコード等の商品の識別タグの導入等により、**検品の効率化**を図ること
- **バース等の荷捌き場を貨物の量に応じて適正に確保**し、作業環境を整えること 等

ユニット検品
リスト上のパレットを
チェックするだけ



検品の効率化

特定トラック事業者等の改正物効法への対応のフロー図

(全ての貨物自動車運送事業者等 / 特定貨物自動車運送事業者等)

努力義務への
対応等

・積載効率の向上等に向けた取組状況を整理

保有車両台数の
把握

・事業者(法人番号)ごとに、前年度の保有車両台数を算定し、特定貨物自動車運送事業者等に該当するか確認

特定事業者の
指定の届出

・特定貨物自動車運送事業者等が前年度の保有車両台数が150台以上の場合は、国土交通省に届出を行い、特定事業者の指定を受ける(5月末×・初回のみ)

中長期計画の
策定

・積載効率の向上等に向けた取組の全体像と改善の優先順位・方法を検討
・輸送網の集約や配送の共同化に向けた事業者間協議などの長期的な対応を含めて計画(2026年は10月末×・毎年度提出することを基本としつつ、計画内容に変更がなければ5年ごと7月末×)

定期報告の
提出

・判断基準の取組に係る進捗状況を記載するとともに、参考情報欄で判断基準の取組状況等以外の取組が見える化を実施(2027年7月末×・以降毎年度7月末×)

改正物効法への対応のフロー図（全ての荷主等／特定事業者）

努力義務への対応

- ・運送委託／貨物受渡しのパターンを把握 → 自社が改正物効法上のどの荷主に該当するかを把握
- ・各施設／運行における判断基準の取組状況を整理 → 後述のチェックリストを参照ください
- ・物流改善に向けた責任者等の体制を構築し、取組を行う

取扱貨物重量の把握

- ・事業者（法人番号）ごとに、第一種荷主、第二種荷主、連鎖化事業者等としての年度の取扱貨物重量をそれぞれ算定

特定事業者の指定の届出

- ・第一種荷主、第二種荷主、連鎖化事業者等のいずれかとして前年度の取扱貨物重量が9万トンを超える場合は、荷主事業所管省庁等に届出を行い、特定事業者の指定を受ける（5月末〆・初回のみ）

物流統括管理者の選任

- ・特定事業者の指定を受けた後、物流統括管理者を選任し、届出（特定事業者の指定後すみやかに）
（※特定荷主及び特定連鎖化事業者のみ）

中長期計画の策定

- ・運送委託／貨物受渡しの全体像と改善の優先順位・方法を検討
- ・取引先との協議や施設整備などの長期的な対応を含めて計画（2026年は10月末〆・毎年度提出することを基本としつつ、計画内容に変更がなければ5年ごと7月末〆）

定期報告の提出

- ・判断基準の取組状況や荷待ち時間等を把握するとともに、参考情報欄で取引先との協議状況や施設の制約、業種特性等が見える化し、関係者の連携を促す（2027年7月末〆・以降毎年度7月末〆）

評価・公表

- ・定期報告や希望する荷主の報告を評価し、優良事業者を公表（2027年度以降）

特定トラック事業者の中長期計画の作成

○中長期計画の提出頻度：

提出する年又はその翌年を最初の年として、実施期間は5年を上限とする。（年度での取り扱い）

○提出時期：

7月末日とする。ただし、初年度は10月末日とする。

※計画に変更がない場合は5年に一度のみの提出とすることも可能。例えば、2026年10月末までに2026年4月～2031年3月を実施期間と定める計画を作成・提出し、計画期間中に変更が生じなかった場合、2031年7月に2031年4月から実施期間と定める計画を提出することが必要。

特定トラック事業者
等の指定



○様式イメージ：

運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加に関する計画内容

実施措置	計画内容（具体的な措置の内容、目標等）	実施時期
輸送網の集約	現在、〇〇地域において、A社、B社、C社などの複数荷主の貨物の積合せを行っているが、今後は、△△地域にもこれら取組を拡大し、便数を30%削減する。	例) 2026年～2030年

その他計画に関する事項及び参考情報

・積載効率向上に伴い、ドライバーの積下ろしへの負荷が増大する恐れがあるため、テールゲートリフターやジョルダーカーを今後5年間で20台分導入し、積卸し作業の負担軽減及び効率化を図る。

上記で記入した計画に関連する上位の計画や計画内容の参考情報等を記入

特定トラック事業者の中長期計画の記載例のイメージ

II 運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加に関する計画

1 計画内容

実施措置	計画内容（具体的な措置の内容、目標 等）	実施時期
輸送網の集約	現在、〇〇地域において、A社、B社、C社などの複数荷主の貨物の積合せを行っている。 これらの取組について、今後は、△△地域への拡大により、便数を30%削減する。	2026年度～2030年度
配送の共同化	所属している事業協同組合のD運送、E運輸と連携し、協議を行ったうえで同一の着荷主向けの配送については午前便を当社、午後便をD運送、夜便をE運輸が運送しているが、この取組を他の組合員の事業者にも拡大できるよう、連携を進める。	2026年度～2030年度
復荷（帰り荷）の確保	求貨求車システムを活用し、帰り荷の〇〇%を確保する。 また、上記システムの実務者交流会などを通じ、着地での新規取引先を開拓する。	2026年度～2030年度
配車計画や運行経路の最適化	配車管理システムを導入し、積載効率を70%に向上させる。	2026年度～2030年度

（既に十分達成されている場合）

—	運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加について、すでに可能な限り達成できていることから、今後もその状態の継続に努める。	2026年度～2030年度
---	---	---------------

2 その他運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加に関する事項及び参考情報

積載効率向上に伴い、ドライバーの積卸しへの負荷が増大する恐れがあるため、テールゲートリフターやジョルダーカーを今後5年間で20台分導入し、積卸し作業の負担軽減及び効率化を図る。

特定トラック事業者の定期報告の記載例のイメージ①

I 特定貨物自動車運送事業者等の名称等

II 運転者の運送及び荷役等の効率化に関する判断基準の遵守状況

対象項目	遵守状況	
運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加	④ 配車計画及び運行計画を作成する機能を有する情報処理システムの導入を行うことその他の措置により、配車計画又は運行経路の最適化を行うこと。	
	実施状況の詳細	<input checked="" type="checkbox"/> ほぼ全てで実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部で実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
	具体的な措置の内容	店舗配送は急な変更がほぼないことから、最適な定型の配車・経路を定めた上で、渋滞状況を見て配送することとしている。
	実施していない理由	
実効性の確保	① 運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の状況並びに貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化（以下「効率化」という。）のために実施した取組及びその効果を適切に把握すること。	
	実施状況の詳細	<input type="checkbox"/> 実施している <input checked="" type="checkbox"/> 実施していない
	具体的な措置の内容	
	実施していない理由	施設に出入りする事業者が限られており特定の時間に集中することがないことから、到着時刻を調整する必要性が低いため。

事業者として、どの程度当該取組を実施しているか、該当する選択肢にチェックを入れる。

特定トラック事業者の定期報告の記載例のイメージ②

II 運転者の運送及び荷役等の効率化に関する判断基準の遵守状況

運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加のための取組を実施することに伴い増加する運転者の負荷の低減への配慮	<input checked="" type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	
	具体的な措置の内容	テールゲートリフターを5台分導入した。
	実施していない理由	

事業者として、該当する選択肢にチェックを入れる。

III IIの他に実施した措置

対象項目	措置の内容
運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加に関する措置	<p>これまで10t車で配送していた区間について見直し、約1割の貨物について20tトレーラーに切り替えた。</p> <p style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block;">該当がなければ空欄で構いません。</p>

判断基準において示す取組以外の措置を記入する。

「物流効率化法」理解促進ポータルサイトについて

■ 物流効率化法の理解を促進するためのポータルサイトを開設しました

「物流効率化法」理解促進ポータルサイトでは、荷主の努力義務や判断基準についての解説などのほか、説明会の予定など物流効率化に資する情報を発信しております。その他、個別省庁のHPに関係資料を掲載しています。

「物流効率化法」理解促進ポータルサイト

<https://www.revised-logistics-act-portal.mlit.go.jp/>

荷主判断基準の解説書

https://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/sippers-judgment-criteria-book_ver.1.2.pdf

特定荷主の物流効率化法への対応の手引き

https://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/specified-sippers_ver.1.0.pdf

トラック判断基準の解説書

<https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/content/001881004.pdf>

トラック（特定事業者）物効法への対応の手引き

<https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/content/001976793.pdf>

「物流効率化法」
理解促進ポータルサイト

MENU

物流の持続的な成長を図るため 物流効率化法を改正しました

物流は、国民生活・経済活動を支える社会インフラです。何も対策を講じなければ輸送力不足が生じる可能性を踏まえ、物流の持続的成長を図るため、荷主・物流事業者に対する規制の措置が定められました。すべての荷主・物流事業者に、物流効率化のために取り組むべき措置の努力義務が課せられます。また、一定規模以上の特定事業者に対し、中長期計画の策定や定期報告等が義務付けられます。趣旨をご理解いただき、物流効率化の取組を推進してください。

本プラットフォームについて →

CHECK!





5分でわかる
物流効率化法の
改正のポイント →

荷主の判断基準等について（法第43条）

荷主の努力義務（積載効率の向上等、荷待ち時間の短縮、荷役等時間の短縮）の達成に向けて、その具体的な内容について、「判断基準」（省令）で定めています。

判断基準に定めている内容等をこのページにて紹介しますので、これを参考にして、効率化に向けた取組を実施してください。

また、判断基準省令の全文とその内容の解説については

- [荷主の判断基準省令全文](#) 
- [荷主判断基準の解説書](#) (1.4MB) 
- [荷主判断基準の解説書事例集](#) (2.9MB) 
- [物流パターンごとの荷主の考え方](#) (1.1MB) 

書面交付関係

令和7年4月1日施行

- 運送契約締結時に、以下の事項について記載した**書面交付**を義務付け
 - ・ 真荷主*とトラック事業者が運送契約を締結するときは、**相互の書面交付**（法第12条）
 - ・ トラック事業者等が利用運送を行うときは、**委託先への書面交付**（法第24条）
- 交付した書面については、その写しを**一年間保存**すること

*「真荷主」とは、以下の①～③のすべてに該当する者を指す。

- ① 自らの事業に関して
- ② 貨物自動車運送事業者、**貨物利用運送事業者**※との間で運送契約を締結して貨物の運送を委託する者であって、
- ③ 貨物自動車運送事業者、**貨物利用運送事業者**※以外のもの

※一部変更（R8.4～）

【交付書面の記載事項】

- ① 運送役務の内容・対価
- ② 運送契約に荷役作業・附帯業務等が含まれる場合には、その内容・対価
- ③ その他の特別に生ずる費用に係る料金（例：有料道路利用料、燃料サーチャージなど）
- ④ 運送契約の当事者の氏名・名称及び住所
- ⑤ 運賃・料金の支払方法
- ⑥ 書面の交付年月日

- ・ メール等の電磁的方法でも可
- ・ 基本契約書が交わされている場合、その基本契約書に記載されている内容については省略可

実運送体制管理簿関係

令和7年4月1日施行

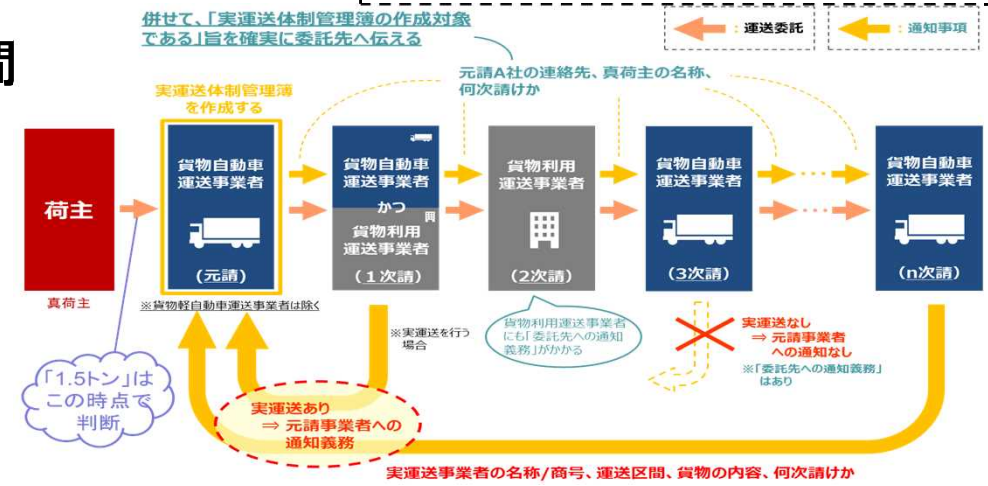
- **元請事業者**に対し、以下の事項について記載した**実運送体制管理簿**の作成を**義務付け**
 - ※ 作成の対象となる貨物の重量は**1.5トン**以上
 - ※ 元請事業者が真荷主から貨物の運送を引き受ける際に、元請事業者から実運送事業者に至るまでの一連の委託関係が明らかとなっている場合、運送ごとの作成は不要（一度作ればよい）
- 作成した実運送体制管理簿は**1年間保存**すること
- **各事業者**に対し、実運送体制管理簿の作成に必要な**情報の通知**を**義務付け**

【実運送体制管理簿の記載事項】

- ① 実運送事業者の**商号又は名称**
- ② 実運送事業者が実運送を行う**貨物の内容及び区間**
- ③ 実運送事業者の**請負階層**

※真荷主から**運送依頼があった時点**で判断。
 実運送の時点で何トン運ぶかや、実運送で混載を行うか等は関係ない。

※系列化等により下請構造が固定化されている場合（真荷主及び元請事業者がともに、実運送事業者とその請負階層についてあらかじめ把握している状態）を想定。

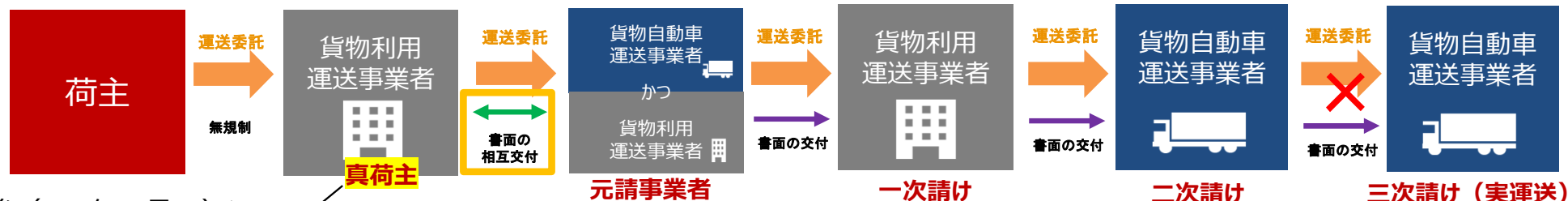


トラック法における真荷主の範囲の改正

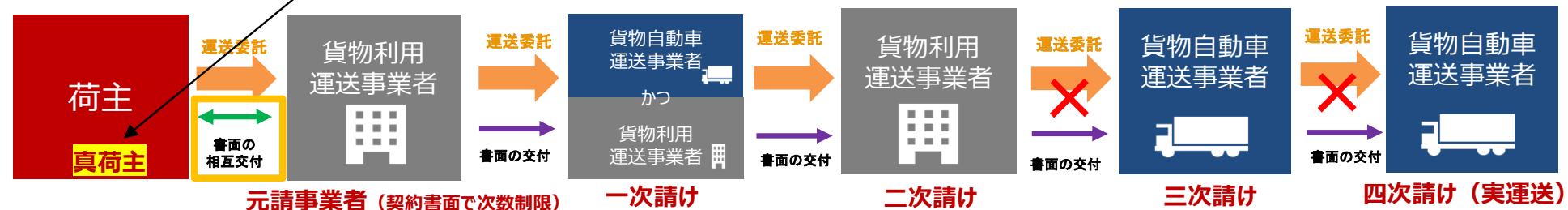
トラック法の「真荷主」の定義が変更されました。具体的には、真荷主の範囲から、貨物自動車運送事業者に加えて、貨物利用運送事業者も除外されました。施行は、**令和8年4月1日**です。

<現行 (R7年4月~)>

書面交付義務

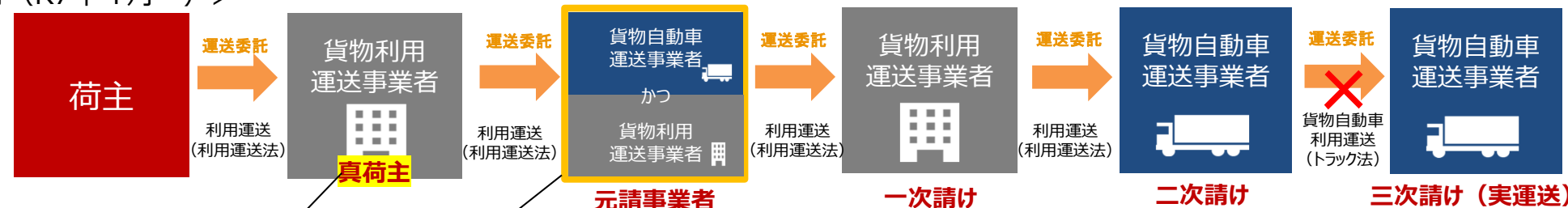


<改正後 (R8年4月~)>

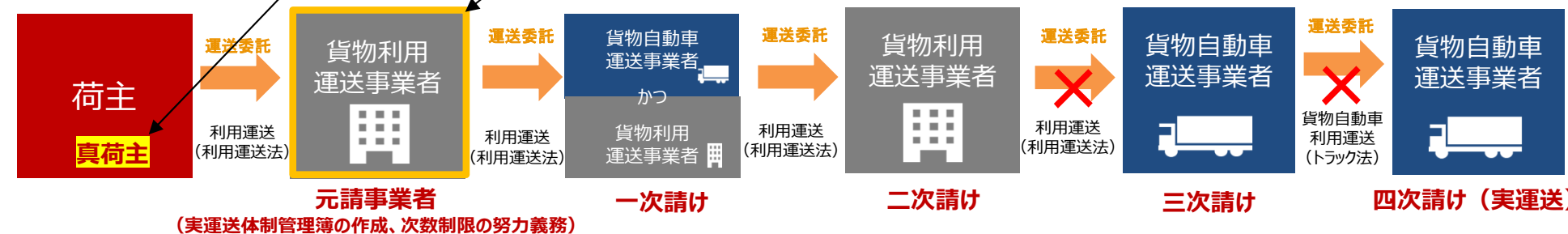


<現行 (R7年4月~)>

作成義務
実運送体制管理簿



<改正後 (R8年4月~)>



- 2024年問題への対応、トラック・物流Gメン等の活動について
- 物流改正法について
- トラック適正化二法、その他について

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律 貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律

概要

- ドライバーの担い手不足により、何もしなければ2030年には輸送能力が34%不足
- 物流は国民生活及び経済活動の基盤であり、エッセンシャルワーカーであるトラックドライバーの経済的社会的地位の向上等により、我が国の物流の持続可能性の確保及び国民経済の健全な発展を図るため、トラックドライバーの適切な賃金の確保とトラック運送業界の質の向上等を目的として、貨物自動車運送事業法を改正するとともに、それを担保するための新法を制定。
令和7年6月11日公布

貨物自動車運送事業法の一部改正

1. 許可の更新制度の導入

【1.2.】 公布から3年以内の施行
【3.4.】 R8.4.1～施行

トラック運送事業の許可について、5年ごとの更新制を導入

2. 「適正原価」を下回る運賃及び料金の制限

トラック運送事業者は、自ら貨物を運ぶときや、他の事業者^(※)に運送を委託するときは、国土交通大臣が定める「適正原価」を継続して下回らないことを確保

- (※) 貨物利用運送事業者についても同様に規制
- (※) 適正原価を支払わない荷主については、違反原因行為に該当するものとして是正指導を実施
- (※) 標準的運賃については廃止

3. 委託次数の制限

トラック運送事業者及び貨物利用運送事業者は、元請として運送を引き受ける場合、再委託の回数を二回以内に制限するよう努力義務化

- (※) 真荷主の定義が変更、利用運送事業者にも運送契約書面、実運送管理簿の作成義務適用

4. 違法な「白トラ」に係る荷主等の取締り

許可や届出なく有償で運送行為を行うトラック(いわゆる「白トラ」)の利用を禁止(罰則付)荷主等に対しては是正指導も実施

担保

貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律

公布から3年以内の施行

1. 基本方針の策定

(1) 体制の整備

①許可の更新事務及び②事業適正化支援等を適切・効率的に実施できるよう独立行政法人に行わせる等必要な体制を整備

(2) 財源の確保等

上記業務の実施に必要な費用を確保できるよう、(1)①について更新手数料等によるほか、(1)②について広く社会で支える観点から財源措置を検討

2. 法制上の措置等

政府は基本方針に基づき、必要な法制上の措置等を本法律の施行後3年以内を目途として講じる

3. 物流政策推進会議

政府は、物流に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、物流政策推進会議を設置
推進会議の下に、連絡調整を行うための関係者会議を設置

1. 事業許可の更新制度の導入

- **トラック運送事業の許可**は、**5年ごとに更新**を受けなければ、効力を失う。
- **許可基準**に、「**法令の規定を遵守して事業を遂行することが見込まれること**」を新たに追加。
- 国土交通大臣は、**許可更新に関する事務**の一部を**独立行政法人に行わせる**ことができる。



(1) 輸送の安全確保、社会保険料の納付、適正原価の収受をはじめ、**法令の規定を遵守しない場合は、事業許可の更新がなされない。**

(2) 更新申請時には、**一定の手数料収受**を想定。

(3) 独立行政法人の詳細については、**今後3年以内を目途に決定。**



2. その他

- **トラック運送事業法**に、**労働環境整備や労働者の処遇の確保の必要性**について明記。
- 物流に関する施策の総合的・集中的な推進を図るため、**関係閣僚等**から成る「**物流政策推進会議**」と、その下に実務者会議を設置。



(1) トラック運送事業法の目的に、**労働環境の適正な整備に留意すること**を明記。

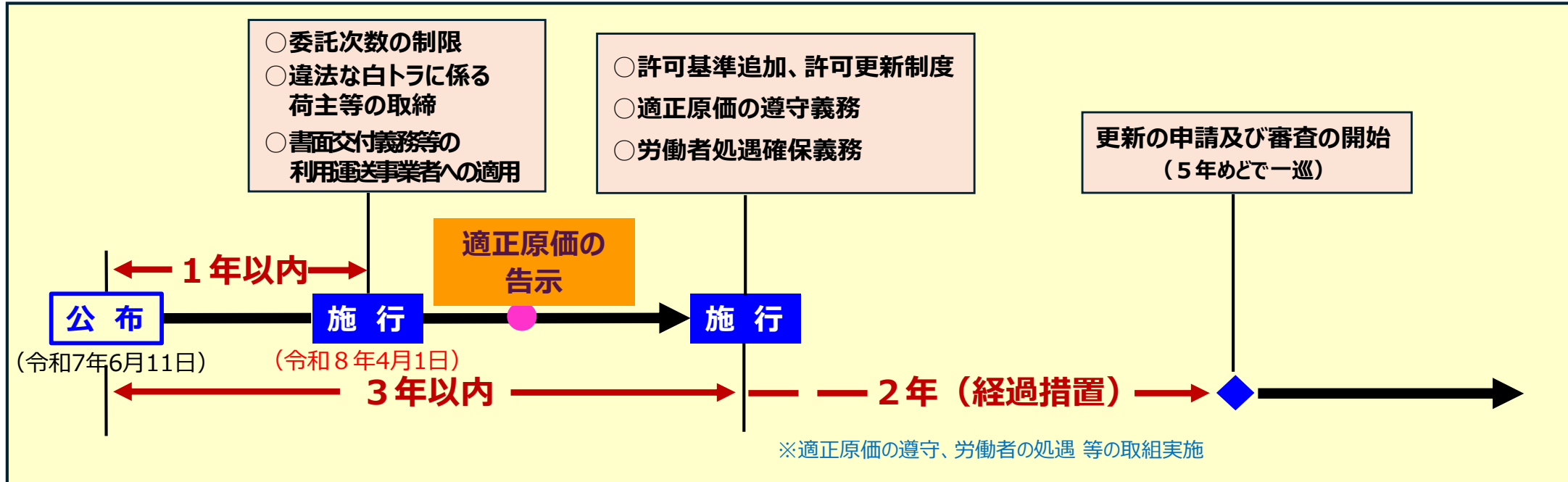
(2) トラック運送事業者の義務として、**労働者の適切な処遇の確保のために必要な措置を実施すること**を追加。 ⇒ **許可更新の要件**にも含まれる

トラック運送事業者は、国土交通省令で定めるところにより、運転者その他の労働者が有する知識、技能その他の能力についての公正な評価に基づく適正な賃金の支払その他の労働者の適切な処遇を確保するために必要な措置を実施するものとする。

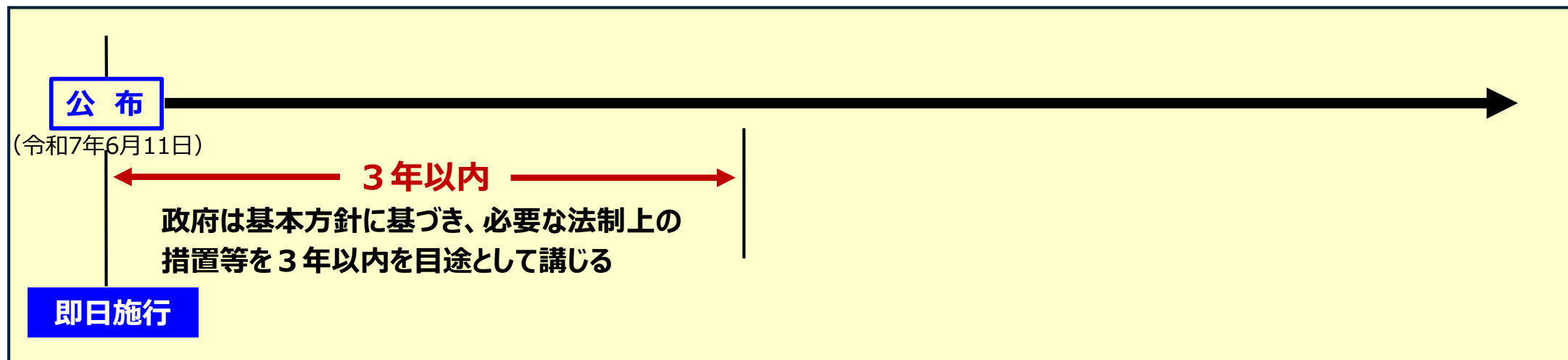
(3) 「物流政策推進会議」の構成メンバーは、**国土交通大臣、経済産業大臣、農林水産大臣、厚生労働大臣及び公正取引委員会委員長**など。

6. トラック適正化二法の施行時期

【貨物自動車運送事業法】



【貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律】



【参考】“違法白トラ禁止”に係る 最新チラシ

荷主等の皆様 **白ナンバーのトラックに**
有償で貨物の運送を委託してませんか？

貨物自動車運送事業法の許可を受けずに、
有償で貨物の運送を行うことは違法です。

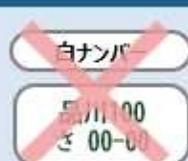


令和8年4月1日から

新たに荷主等が白ナンバーのトラックに有償
で貨物の運送を委託した場合も、**貨物自動車
運送事業法違反**となる可能性があります。



事業用



自家用

違反した場合は
100万円以下の罰金

荷主等の皆様に貨物運送委託にあたって留意頂きたいこと



法改正により、いかなる人も「白ナンバーのトラック」に貨物の運送を有償で委託しては**いけない**※注ことが明確化されました。

※注：自己の生業と密接不可分と判断される場合等、白ナンバーのトラックで貨物の有償運送が可能な場合もあります。（例えば、建設業請負契約を締結し、建設業の一環として、その業務に付随して運送を行っている白ナンバーのダンプトラック。ただし、運送行為のみを有償で行う場合は不可。）



荷主側が「白ナンバーのトラック」であると認識して有償で運送行為を発注した時点で違法行為となりえます。



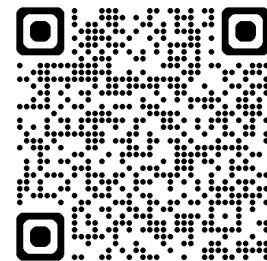
違法な「白ナンバーのトラック」に関わっているおそれや疑いのある荷主等に対しては、令和8年4月1日から「トラック・物流Gメン」による是正指導の対象となります。

「トラック・物流Gメン」とは…

適正な取引を阻害する荷主等の行為を是正するために国土交通省が設置した専門部隊です。

貨物の運送の委託にあたっての個別具体のご相談

最寄りの地方運輸局窓口までお問い合わせください。



本チラシURL

お手元でも
是非ご覧ください

トラック事業者の皆様



令和8年1月1日から

「下請法」は「取適法」へ

令和8年1月1日から、下請代金支払遅延等防止法（下請法）が改正され、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（取適法）に変わります。

トラック運送事業に係る取適法の違反情報は、**トラック・物流Gメン**までお寄せください

取適法概要（トラック運送事業に係るもの）

■ 適用対象（取引の内容 + 資本金基準又は従業員基準）

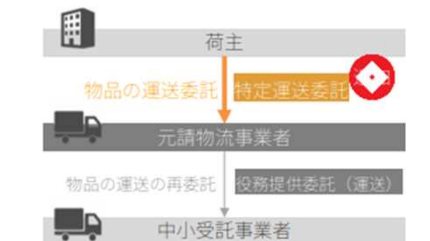
取引の内容	役務提供委託（運送）、特定運送委託	
資本金基準 又は 従業員基準	委託事業者	中小受託事業者
	資本金3億円超 資本金1千万円超 3億円以下 常時使用する従業員 300人超	資本金3億円以下（個人含む） 資本金1千万円以下（個人含む） 常時使用する従業員 300人以下（個人含む）

■ 委託事業者の4つの義務と11の禁止事項

4つの義務	11の禁止事項		
01 発注内容の明示義務	01 受領拒否	05 買いたたき	09 不当な経済上の利益提供要請
02 書類の作成・保存義務	02 支払遅延（手形払の禁止）	06 購入・利益強制	10 不当な給付内容の変更・やり直し
03 支払期日を定める義務	03 減額	07 報復措置	11 協議に応じない一方的な代金決定
04 遅延利息の支払義務	04 返品	08 有償支給原材料等の早期決済	

改正ポイント

- 1 事業所管省庁に、指導・助言権限が付与され、報復措置の禁止に係る情報提供先にも追加されました
- 2 対象取引に「特定運送委託」が追加されました



トラック・物流Gメンとは

トラック・物流Gメンは、物流業界における適正運賃の收受や労働環境の改善を目指し国土交通省が創設した専門部隊です。

長時間の荷待ちなど、トラック事業者が法令遵守できなくなるおそれのある行為（違反原因行為）を行っている疑いのある荷主や元請事業者に対し、貨物自動車運送事業法に基づく是正指導を行っています。

令和8年1月1日からは、取適法の指導等について公正取引委員会のほかトラック・物流Gメンも担います。

取適法に係る違反行為情報をお寄せください

取適法に係る違反行為情報も、「目安箱」（荷主等の違反原因行為の通報窓口）へお寄せください。いただいた情報は、国土交通省（トラック・物流Gメン）により、荷主等の委託事業者への是正指導等に活用します。

なお、国土交通省（トラック・物流Gメン）に違反行為を知らせたことを理由に、中小受託事業者に対して取引数量の削減・取引停止など不利益な取り扱いをすることは禁止されています。

通報例

- 包装資材（段ボール）のこすれが発生した際、原因調査を行うことなく、一方的に破損責任を押し付けられ、破損した荷物の買取を要求される。（第5条第2項第2号【不当な経済上の利益要請】）
- ○年○月○日に（荷主企業名）へ価格交渉を行ったが、「不満があるならやめてもらって構わない」と応じてもらえず、以来、取引停止を恐れて申し入れることができていない。（第5条第2項第4号【協議に応じない一方的な代金決定】）
- 配送センターへの荷下ろしの際、フォークリフト作業をドライバーが実施するように求められるが、この作業に対価は支払われていないし、保険の制約なども不安。（第5条第2項第2号【不当な経済上の利益要請】）

トラック・物流Gメンへの連絡はこちらまで

トラック・物流Gメンサイト トラック・物流Gメン連絡先



目安箱



取適法の詳細はこちら

取適法ガイドブック
（公正取引委員会作成）



ドライバーの将来を守るかどうかは、荷主にかかっている。

トラック・物流Gメン

検索



荷主・物流事業者向け 物流セミナー2026

～物流における企業間連携に向けて～

「物流」は、国民生活や経済活動、地方創生を支える不可欠な社会インフラである一方、物流分野における人手不足、長時間労働等の厳しい労働環境、価格競争に伴う厳しい取引環境・雇用環境等、物流にまつわる課題は多く解決に至っていない状況です。

このような中、我が国の物流を支えるための環境整備に向けて、荷主企業、物流事業者（運送・倉庫等）等が連携して商慣行の見直し、物流の効率化、荷主・消費者の行動変容に向けて互いに協力し対応していくことが求められており、様々な課題解決の一助になるよう、本セミナーでは荷主・物流関係者に向けて企業間連携の重要性、物流関係の法令改正及び物流効率化等の取組事例の紹介を行います。

日時

令和
8年

3月9日(月)

【開場13:00】

13:30～16:30

会場

愛知県トラック総合会館
6階大会議室

名古屋瑞穂区新開町12番6号

名鉄「堀田駅」下車 徒歩7分、名古屋市営地下鉄「堀田駅」下車 徒歩12分

※会場駐車場には限りがございますので、公共交通機関の利用にご協力をお願いします。

また、お車でお越しの際は、できるだけ乗り合わせてお越しください。

対面(会場参加)及び
オンライン(ZOOM)

参加無料

会場定員

150名

(先着順)

第1部 基調講演

荷主・物流事業者における企業間連携の構築に向けて

講師 朝日大学大学院 経営学研究科 教授 土井 義夫 氏

朝日大学大学院経営学研究科教授。専門は物流論。著書に「トラック運送事業の現状と未来」(成文堂)などがある。JILS中部支部運営委員会委員長や岐阜県の物流関連委員会委員長などの公益委員として政策提言に取り組む。地域との協働を進めるため産学連携を推進し、持続可能で効率的な物流の構築を目指す。現場実態の分析に基づく研究を精力的に展開している。



第2部 行政機関の取組、事例紹介

▶行政機関の取組

行政機関

物流改正法、トラック適正化二法、トラック・物流Gメンについて

中部運輸局自動車交通部貨物課 課長 神戸 英至 氏

改正物流効率化法に基づく荷主の対応について

中部経済産業局産業部流通・サービス産業課

物流対策係長 平井 佑弥 氏

中小委託取引適正化法(取適法)について

公正取引委員会事務総局中部事務所 総務管理官 加瀬川 晃啓 氏

▶事例紹介

荷主

事例Ⅰ 社内外連携による物効法対応と物流持続性向上の取組み

株式会社J-オイルミルズ

SCM統括部 執行役員 畑谷 一美 氏

事例Ⅱ バレット輸送への取り組み例と効果

栄屋乳業株式会社

管理本部経営管理課 統括責任者 佐野 謙司 氏

問い合わせ先

中部運輸局自動車交通部貨物課

Tel:052-952-8037

お申し込みはこちらから
申込締切:3月4日(水)



開催方法:対面とオンラインの併用

前日までに資料をメールでお送りします。
aio.jpからのメールが受信できるように設定してください。

トラック運転者の働き方改革に向けた 厚生労働省の取組について

1. 新告示等の周知状況
2. 監督指導の実施状況
3. 発着荷主等に対する要請等の実施状況
4. 働き方改革推進支援助成金
5. ポータルサイト（リニューアル）

1. 新告示等の周知状況

トラック運転者の「新しい働き方セミナー」等の説明会

- 新告示や時間外労働の上限規制、各種助成金等について周知を行うセミナーを開催。
- 県下7労基署において、令和7年度に計7回実施。→105社が参加。

個別訪問による相談支援

- 具体的な相談や助言を希望するトラック事業者には、個別訪問を実施（セミナー欠席事業場も含む）。
- 県下7労基署において、令和7年度はトラック事業者5社を訪問。（1月31日時点）

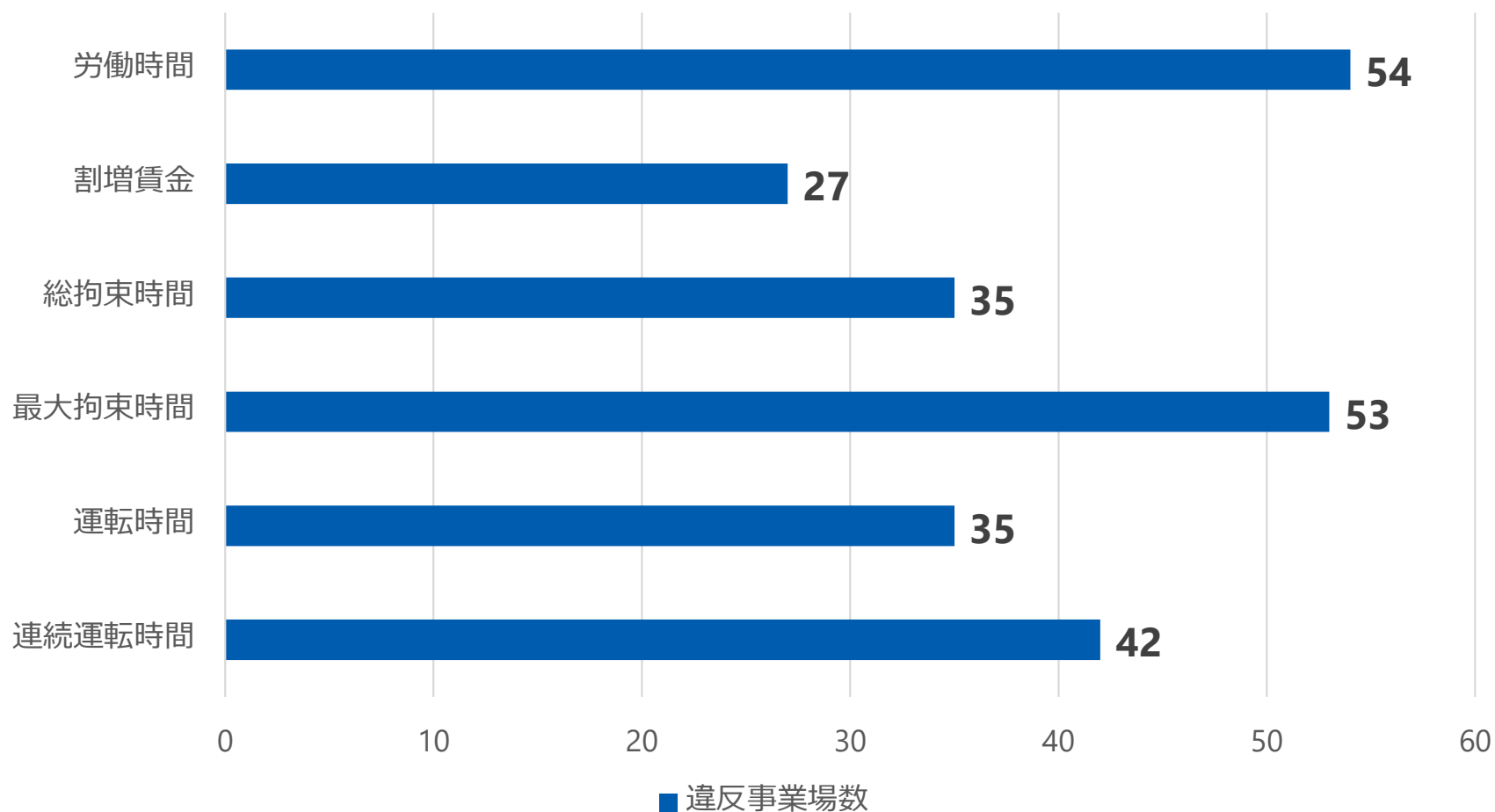
* 主な支援内容

- 新告示、時間外労働の上限規制、36協定（新様式）の記載方法等。
- 荷待ち時間の削減に係る取組事例、下請けたたきに係る通報制度の周知。
- 新はつらつ職場づくり宣言の周知。

2. 監督指導の実施状況

自動車運転者を使用する事業場（道路貨物運送業）に対する監督指導実施状況（公表）

- 県下7労基署において、令和6年1月～令和6年12月に126件の監督指導を実施。
- 違反事業場数は101社、違反率は80.2%。
- 主な違反は以下のとおり。



3. 発着荷主等に対する要請の状況

発着荷主等への要請

- 長時間の荷待ちに関する情報等に基づき、発着荷主や道路貨物運送業の元請事業者を訪問し、長時間の恒常的な荷待ちの改善、改正改善基準告示の周知及び遵守への協力を要請。
- 県下7署において、令和7年度は191件の荷主要請を実施。（1月31日時点）
- 公正取引委員会事務総局中部事務所と11月に合同荷主要請を実施

荷主・元請運送事業者の皆さまへ



物流は重要な社会インフラであり、国民生活や経済活動
なくてはならないものです。

トラックドライバーの拘束時間の内訳



トラックドライバーの長時間労働を改善していくため、また、今後の物流を支えていくためにも、荷待ち時間、荷役時間の削減に向けた取組に、ご理解とご協力をお願いいたします。

厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署
国土交通省 地方運輸局・地方運輸支局

荷主の皆さまに向けてお役立ち情報提供中。詳しくはこちら
トラックポータルサイト
「改善基準告示」の解説動画も公開中!!



岐阜労働局、公正取引委員会/荷待ち時間改善など、合同で荷主企業に要請を実施

2025年11月25日 10:19 / 労務

関連キーワード [公正取引委員会](#) [厚生労働省](#)

岐阜労働局・岐阜労働局 11月25日のトラックニュースに掲載されました。
今回の要請は11月の改善、改善基準告示の周知と協力をお願いした。

<要請の様子>



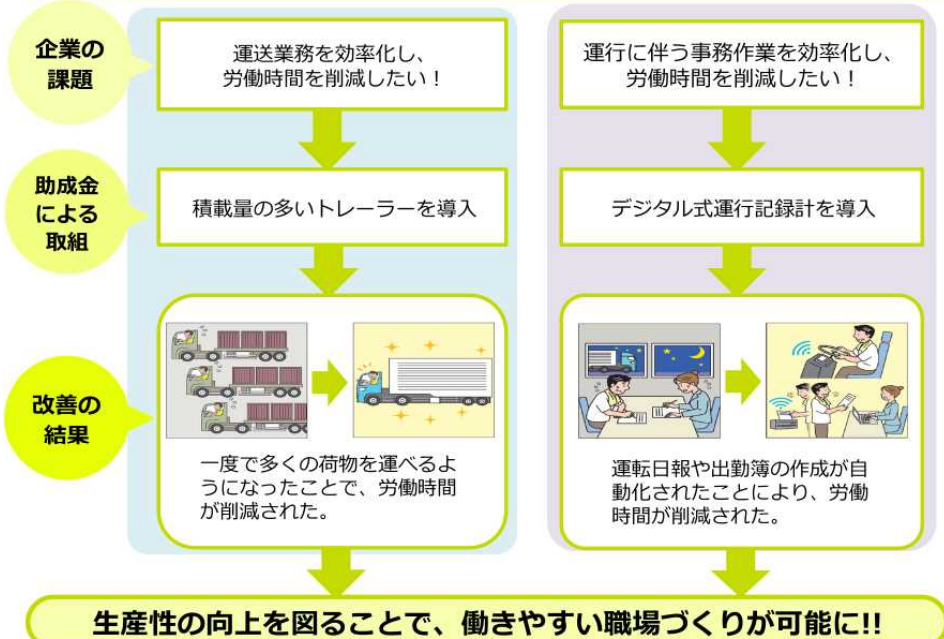
トラック運転者については、2024年度から時間外労働の上限規制が適用され、道路貨物運送事業者においても改善の取組を進めているが、個々の事業者では対応が困難な「長時間の恒常的な荷待ち時間」や「改善基準告示を遵守できないような着時間」等の取引慣行も未だ見受けられ、2024年度は195件、2025年も8月までに124事業場の発着荷主に対して要請を行っている。

4. 働き方改革推進支援助成金

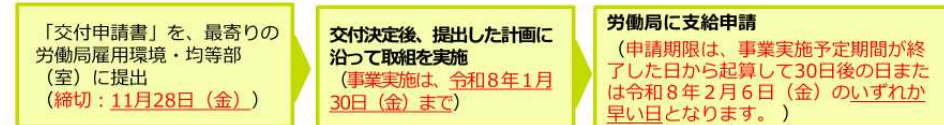
令和7年度「働き方改革推進支援助成金」業種別課題対応コース（運送業等）のご案内

このコースは、生産性を向上させ、労働時間の削減や勤務間インターバル制度の導入等に向けた環境整備に取り組む、**自動車運転の業務に従事する労働者を雇用する中小企業事業主の皆さま**を支援します。ぜひご活用ください。

課題別にみる助成金の活用事例



ご利用の流れ



（注意）本助成金は国の予算額に制約されるため、11月28日以前に、予告なく受付を締め切る場合があります。

助成内容について詳しくは、裏面をご参照ください。

ご不明な点やご質問がございましたら、企業の所在地を管轄する都道府県労働局 雇用環境・均等部 または 雇用環境・均等室にお尋ねください。

申請書の記載例を掲載している「申請マニュアル」や「申請様式」は、こちらからダウンロードできます。



電子申請システムによる申請も可能です。詳しくはこちらから。
[\(https://www.jgrants-portal.go.jp/\)](https://www.jgrants-portal.go.jp/)



(2025. 4)

業種別課題対応コース（運送業等）の助成内容

対象事業主	助成上限額と助成額
以下のいずれにも該当する事業主が対象です。なお、選択する成果目標に応じて、下記1～3以外に要件が設定されています。詳しくは「働き方改革推進支援助成金（業種別課題対応コース）申請マニュアル」をご参照ください。【対象事業主の要件】 1. 労働者災害補償保険の適用を受ける労働基準法第140条第1項に定める自動車運転の業務に従事する労働者を雇用する中小企業事業主（※1）であること。 2. 年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備していること。 3. 交付申請時点で、36協定を締結していること。	左記「成果目標」の達成状況に応じて、左記「助成対象となる取組」の実施に要した経費の一部を助成します。
上 限 額	選択した左記「成果目標」に設定された、下記1から4までの助成上限額に、下記5の上限額への加算額を合計した金額
助 成 額	上限額又は対象経費の合計額に補助率3/4（※5）を乗じた額のいずれか低い金額を助成します。

（※5）常時使用する労働者数が30人以下かつ、支給対象の取組で⑥から⑦を実施する場合、その所要額が30万円を超える場合は、補助率4/5。

1. 成果目標①の上限額（※6）

事業実施後に設定する時間外労働と休日労働の合計時間数	事業実施前の設定時間数	
	A 資本または出資額	B 常時使用する労働者
時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間以下に設定	250万円	200万円
時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超え、月80時間以下に設定	150万円	—

（※6）成果目標①を令和6年度に選択して支給を受けた事業主の場合、さらに下の区分に設定時間数を縮減した場合の上限額は100万円。（更なる削減を目標とした上で、設定時間数を同一区分内に維持した場合の助成上限額は一律25万円）

- 2. 成果目標②の上限額：25万円
- 3. 成果目標③の上限額：25万円
- 4. 成果目標④の上限額

勤務間インターバルを新規導入した場合の上限額は、休憩時間数に応じて、下記の表のとおりとなります。

休憩時間数（※7）	1企業当たりの上限額（※8）
10時間以上11時間未満	150万円
11時間以上	170万円

（※7）事業実施計画で指定した事業場に導入する勤務間インターバルの休憩時間数のうち、最も短いものを指します。
 （※8）勤務間インターバルを適用する労働者の範囲の拡大、勤務間インターバルの時間延長の場合は、上記の表の1/2が上限額となります。

成果目標

以下の「成果目標」から1つ以上を選択の上、目標達成を目指して「助成対象となる取組」を実施してください（※4）。

- ① 月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間数の縮減
 - ② 年次有給休暇の計画的付与制度を新たに導入
 - ③ 時間単位の年次有給休暇制度と、交付要綱で規定する特別休暇を1つ以上新規導入
 - ④ 10時間以上の勤務間インターバルの導入
- （※4）上記①から④の成果目標に加えて、指定する労働者の時間当たりの賃金額を3%以上5%以上または7%以上引き上げること成果目標に加えることができます。

5. 成果目標「賃金の引上げ」の上限額の加算

常時使用する労働者数が30人を超える場合は、達成した成果目標の助成上限額に、下記の表の上限額が加算されます（※4、9、10）。

引上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11人～30人
3%以上引上げ	6万円	12万円	20万円	1人当たり2万円（上限60万円）
5%以上引上げ	24万円	48万円	80万円	1人当たり8万円（上限240万円）
7%以上引上げ	36万円	72万円	120万円	1人当たり12万円（上限360万円）

（※9）常時使用する労働者数が30人以下の場合は、達成した成果目標の助成上限額に、上記の表の2倍の上限額が加算されます。
 （※10）賃上げ額そのものを助成するものではありません。

5. 自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイトについて

- 「自動車運転者の長時間労働の改善に向けたポータルサイト」に新たなコンテンツ「物流情報局」を設け、トラックドライバーの長時間労働の是正や賃上げに向けて、物流改正法や標準的運賃なども含めた物流に関する最新情報を発信している。

(ポータルサイト)



荷主の皆さま、トラック運送事業者の皆さまへ

自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイトをリニューアルしました！

「物流情報局」OPEN

2024年4月に「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」が成立するなど、トラックドライバーの荷待ち・荷役時間の削減に向けた対策が本格化しています。

こうした状況を踏まえ、「自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト」内に「物流情報局」を開設しました。



トラックトップページ

いま、考えてみませんか？
物流を支えるトラック運転者のこと。

新規OPEN!! 物流情報局 NEW

- 荷主の皆さまへ
- 事業者の皆さまへ (トラック運転者の皆さま)へ

物流情報局では、荷主の方、トラック運送事業者の方が協力して荷待ち・荷役時間の削減に取り組めるよう、最新の情報を発信していきます！！

物流情報局では、このような情報を発信しています。

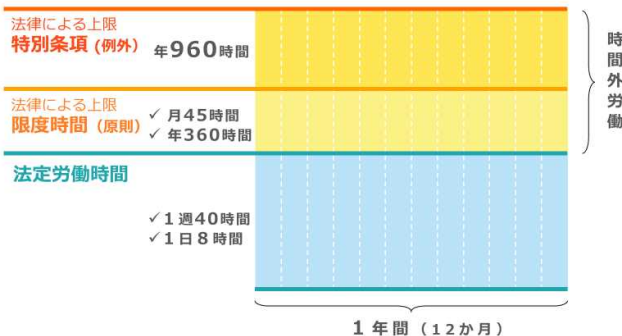


労働基準局広報キャラクター たしかめたん

- 荷待ち・荷役時間削減等に向けた対応
 - 物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン
 - 標準的運賃
 - トラックGメン など
- 今後施行される法令のポイント
 - 改正物流法、関係省令 など
- トラック運送事業者の皆さま向けのご相談先
 - 働き方改革推進支援センター など

今後も最新情報に更新していきます！ぜひご覧ください！

自動車運転者の時間外労働の上限規制 (2024年4月適用開始)



改正された改善基準告示の主な内容 (2024年4月適用開始)

トラック運転者について	2024年3月31日まで	2024年4月1日以降
1年の拘束時間	3,516時間以内	原則: 3,300時間以内 例外 (※1): 3,400時間以内
1か月の拘束時間	293時間以内 労使協定により、年6か月まで320時間まで延長可	原則: 284時間以内 例外 (※1): 310時間以内 (年6か月まで)
1日の休息期間	継続8時間以上	原則: 継続11時間与えるよう努めることを基本とし、9時間を下回らない 例外: 宿泊を伴う長距離貨物運送の場合 (※2)、継続8時間以上 (週2回まで) 休息期間のいずれかが9時間を下回る場合は、運行終了後に継続12時間以上の休息期間を与える

※1 労使協定により延長可 (①②を満たす必要あり)
① 284時間超は連続3か月まで。
② 1か月の時間外・休日労働時間数が100時間未満となるよう努める。

※2 1週間における運行がすべて長距離貨物運送 (一の運行の走行距離が450km以上の貨物運送) で、一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合

改善基準告示について、詳しくはこちらをご覧ください。➡



改善基準告示についても、解説テキストと解説動画を掲載。

トラック運転者

令和6年4月改正改善基準告示版

労働時間等の改善のための基準
学習テキスト

解説動画

この学習テキストの動画は、令和5年度に作成していますが、「令和6年4月から適用される見直し後の改善基準告示」を前提として作成をしています。

トラック運転者

令和6年4月改正改善基準告示版

労働時間等の改善のための基準
学習テキスト

(解説動画)



自動車運転者を使用する事業場に対する 監督指導、送検等の状況（令和6年）

1 監督指導の状況

（1）業種ごとの監督実施事業場数、労働基準関係法令違反の事業場数及び主な違反事項は次のとおりであった。

事 項 業 種	監督実施 事業場数	労働基準関係 法令違反事業場	主な違反事項		
			労働時間	割増賃金	時間把握
トラック	126	101 (80.2%)	54 (42.9%)	27 (21.4%)	7 (5.6%)
バス	8	7 (87.5%)	5 (62.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
ハイヤー・ タクシー	1	1 (100.0%)	1 (100.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)
その他	4	2 (50.0%)	1 (25.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合計	139	111 (79.9%)	61 (43.9%)	28 (20.1%)	7 (5.0%)

表中の（ ）内は、監督実施事業場数に対する違反率。以下同じ。

（注1）「その他」欄は、トラック、バスおよびハイヤー・タクシー以外の業種で自動車運転者を使用する事業場（自社で製造した製品を運搬するトラック運転者を使用する製造業の事業場、建設現場で使用する資材等を運搬するトラック運転者を使用する建設業の事業場など。）。以下同じ。

（注2）違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。以下同じ。

（2）業種ごとの改善基準告示違反事業場数及び主な違反事項は次のとおりであった。

事 項 業 種	監督実施 事業場数	改善基準告示 違反事業場	主な違反事項				
			最大拘束 時間	総拘束 時間	休息期間	連続運転 時間	最大運転 時間
トラック	126	76 (60.3%)	53 (42.1%)	35 (27.8%)	43 (34.1%)	42 (33.3%)	35 (27.8%)
バス	8	6 (75.0%)	0 (0.0%)	5 (62.5%)	0 (0.0%)	1 (12.5%)	5 (62.5%)
ハイヤー・ タクシー	1	1 (100.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
その他	4	1 (25.0%)	1 (25.0%)	0 (0.0%)	1 (25.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合計	139	84 (60.4%)	55 (39.6%)	40 (28.8%)	44 (31.7%)	43 (30.9%)	40 (28.8%)

(参考)トラック運転手に係る改善基準告示

1日の最大拘束時間：13時間以内を基本とし、延長する場合であっても15時間以内

1か月の総拘束時間：原則284時間以内（労使協定締結の場合、310時間以内）

休息期間：継続9時間以上（勤務と次の勤務との間の自由な時間）

連続運転時間：4時間以内

最大運転時間：2日を平均し1日当たり9時間以内、2週間を平均し1週間当たり44時間以内

(3)令和4年から令和6年までの業種ごとの監督実施事業場数、労働基準関係法令違反事業場の事業場数は次のとおりであった。令和6年においても、全体で約80%の事業場に法令違反が認められており、違反率は高止まりの状況である。

業種・事項		年		
		令和4年	令和5年	令和6年
トラック	監督実施事業場数	164	151	126
	労働基準関係法令違反事業場 (75.6%)	124 (75.6%)	113 (74.8%)	101 (80.2%)
バス	監督実施事業場数	3	13	8
	労働基準関係法令違反事業場 (100.0%)	3 (100.0%)	9 (69.2%)	7 (87.5%)
ハイヤー・タクシー	監督実施事業場数	10	3	1
	労働基準関係法令違反事業場 (80.0%)	8 (80.0%)	3 (100.0%)	1 (100.0%)
その他	監督実施事業場数	16	17	4
	労働基準関係法令違反事業場 (68.8%)	11 (68.8%)	11 (64.7%)	2 (50.0%)
合計	監督実施事業場数	193	184	139
	労働基準関係法令違反事業場 (75.6%)	146 (75.6%)	136 (73.9%)	111 (79.9%)

長時間労働の削減及び改善基準告示の遵守等を指導

概要

自動車運転者について、時間外・休日労働に関する協定（以下「36協定」という。）で定めた特別延長時間を超える違法な時間外労働を行わせ、1か月当たり最大149時間の時間外・休日労働時間が認められた。

また、自動車運転者の中には1か月の拘束時間が310時間、1日の拘束時間が上限の15時間（注参照）を超え、勤務終了後の休息期間も9時間未満、1日の運転時間の平均が9時間及び連続運転時間が4時間を超えている者が認められた。

指導内容

- 1 36協定で定める限度を超える違法な時間外労働を行わせていたため、是正を指導し、併せて、過重労働による健康障害防止のため、長時間労働の削減について具体的方策を講ずるよう指導した。

労働基準法第32条違反

- 2 自動車運転者の1日及び1か月の拘束時間、勤務終了後の休息期間、1日の運転時間、連続運転時間が、改正後の改善基準告示に定める上限を超えていることについて、是正を指導した。

改善基準告示違反（最大拘束時間、総拘束時間、休息期間、最大運転時間、連続運転時間）

指導後の会社の取組

- 1 荷主に対し長時間の荷待ちの実態を説明し、労働時間の削減に向けて話し合いを重ねた。
- 2 自動車運転者を増員したうえで、業務量を平準化することで労働時間の削減を図った。

時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間以下、総拘束時間が284時間以内になるなど、労働基準法違反及び改善基準告示違反が是正された。

（注）トラック運転手に係る改正後の改善基準告示（令和6年4月1日以降）

1か月の最大拘束時間は原則284時間以内（例外 月310時間以内）

1日の最大拘束時間は13時間以内を基本とし、延長する場合であっても15時間以内

休息期間（勤務と次の勤務との間の自由な時間）は継続11時間以上とするよう努めることを基本とし、9時間を下限

2 司法事件の送検状況

令和4年から令和6年までの3年間において重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められた事案として、岐阜労働局管内の労働基準監督機関が送検した件数は次のとおりであった。

業種 \ 年	令和4年	令和5年	令和6年
トラック	0	5	2
バス	0	0	0
ハイヤー・タクシー	0	0	0
その他	0	0	0
合計	0	5	2

司法事件 事例（トラック）

最大積載量を超えてトラックに荷を積載させた疑い

捜査の経過

走行中のトラックが道路外に転落、炎上し、自動車運転者が死亡する災害が発生したため、調査を行ったところ、トラックには最大積載量を超える荷を積載されていたので、送検したもの。

被疑事実

貨物自動車を使用して荷を運送する作業を行わせるにあたり、同貨物自動車の最大積載量 7,300kg を超える約 8,000kg の荷を積載させたこと。

違反条文

労働安全衛生法第20条（労働安全衛生規則第151条の66 使用の制限）

事業者は、貨物自動車については、最大積載量その他の能力を超えて使用してはならない。

3 国土交通省中部運輸局との連携

(1) 地方運輸機関との相互通報

岐阜労働局と国土交通省中部運輸局（以下「中部運輸局」という。）では、自動車運送事業に従事する自動車運転者の労働条件の改善を図るため、労働基準監督署と地方運輸機関における監督等の結果（改善基準告示違反等）を相互に通報している。

過去3年間の通報件数は次のとおり。

事項	年	令和4年	令和5年	令和6年
岐阜労働局から中部運輸局に通報した件数		13件	19件	16件
岐阜労働局が中部運輸局から通報を受けた件数		25件	13件	7件

(2) 地方運輸機関との合同監督・監査

岐阜労働局と中部運輸局では、事案に応じ合同で監督・監査を実施している。

過去3年間の合同監督・監査の実施状況は次のとおり。

事項	年	令和4年	令和5年	令和6年
岐阜労働局が中部運輸局と合同で監督指導した件数		3件	0件	4件

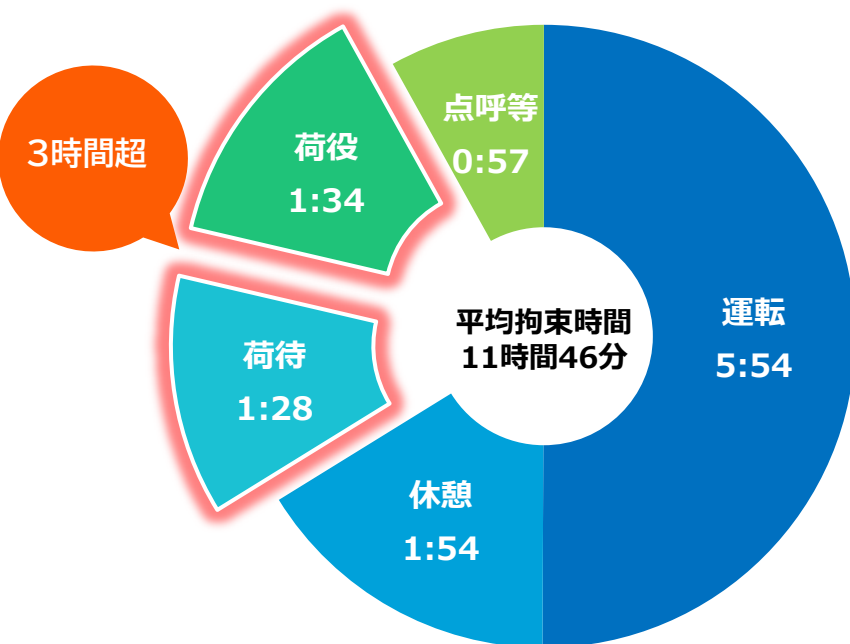
STOP!



長時間の荷待ち

物流は重要な社会インフラであり、国民生活や経済活動になくてはならないものです。

トラックドライバーの拘束時間の内訳



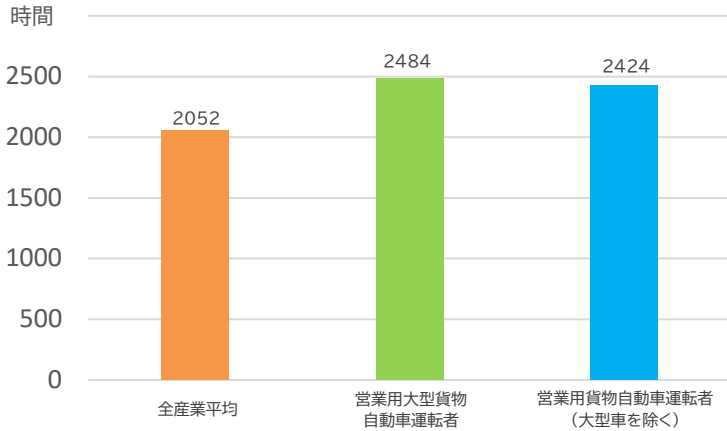
トラックドライバーの長時間労働を改善していくため、また、今後の物流を支えていくためにも、荷待ち時間、荷役時間の削減に向けた取組に、ご理解とご協力をお願いいたします。

出典：国土交通省「ドライバー実態アンケート調査(R6)」



⚠️ 他の業種に比べて長時間労働、過労死等の労災支給決定件数が最多

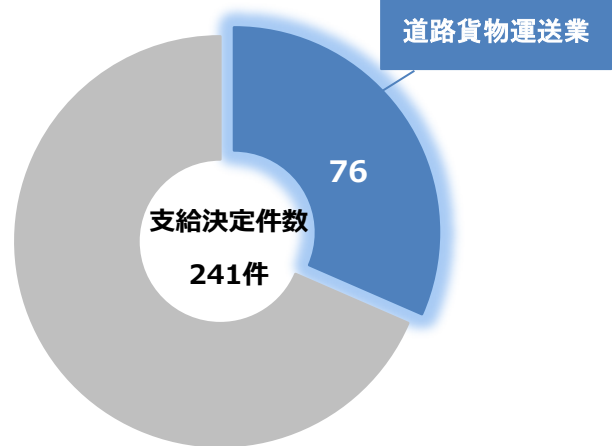
年間の労働時間



厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査」より

トラックドライバーは、他の職業と比較して、長時間労働の実態にあります。

業務災害に係る脳・心臓疾患の労災支給決定の状況



厚生労働省「令和6年度『過労死等の労災補償状況』」より

道路貨物運送業は、脳・心臓疾患の労災支給決定件数が最も多く、支給決定件数の約3割を占めています。

こうした長時間労働の背景には昔からの取引慣行などトラック運送事業者の努力だけでは見直しが困難なものもあります。



⚠️ このままでは国民生活や経済活動を支える社会インフラの維持が困難に

担い手不足の深刻化や荷待ち時間の非効率の発生などにより、危機的状況との指摘もあります。

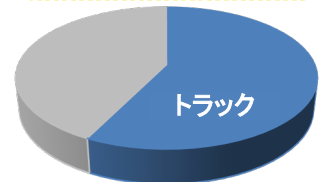
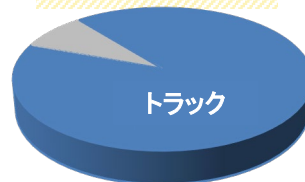


トラック輸送は、国内貨物輸送において最も大きな割合を占めています。

国内貨物輸送量

トンベースで9割超

トンキロベースで5割超

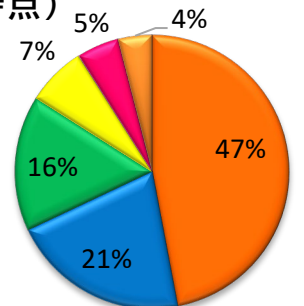


出典:国土交通省「自動車輸送統計年報」「鉄道輸送統計年報」「内航船舶輸送統計年報」「航空輸送統計年報」(令和6年度)より

トラック・物流Gメンによる「働きかけ」等を行った荷主のうち約7割で、荷主都合による「長時間の荷待ち」「契約にない附带業務」が認められています

国土交通省による「働きかけ」等における荷主起因の違反原因行為※の割合 (令和7年11月30日時点)

- 長時間の荷待ち
- 契約にない附带業務
- 運賃・料金の不当な据置き
- 無理な運送依頼
- 過積載運送の指示・容認
- 異常気象時の運送依頼



こうした状況を踏まえると、発着荷主の皆さまにも長時間の荷待ち等の削減に向けた取組を行っていただくことが必要です。

※ 貨物自動車運送事業法等に違反する原因となるおそれのある行為

発荷主・着荷主・元請運送事業者の皆さまへのお願い

1

長時間の恒常的な荷待ちの改善、荷役作業の効率化をお願いします

以下の取組にご理解とご協力をお願いいたします。

取組例

- ・予約受け付けシステムの導入(発着荷主共通)
- ・パレット等の活用(発着荷主共通)
- ・納品リードタイムの確保(着荷主)
- ・運送を考慮した出荷時刻の設定(発荷主) など

「物流効率化法」理解促進ポータルサイト



※令和8年度から荷待ち・荷役時間の短縮に向けた取組を行う荷主等に対する支援を行っています。



「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」(令和5年6月)



運送契約を締結するにあたっては、契約は書面で行うとともに、運送の対価である「運賃」と、荷役作業などの対価である「料金」を分けて契約し、契約にない付随作業等を命じることがないようにしましょう。

労働災害防止のため、トラックドライバーに荷役作業をお願いする場合でも、事前によく相談して決めましょう。

パンフレット
「荷役作業での労働災害を防止しましょう！『陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン』のご案内」



2 改善基準告示を発注担当者へ周知しましょう

トラック運送事業者は、ドライバーの拘束時間等を定めた改善基準告示を遵守しなければなりません。運送業務の発注を担当される方にも、改善基準告示を知ってもらい、トラックの安全な走行の確保のためにも、改善基準告示に配慮した着時刻・納品期日の設定・発注をお願いします。

パンフレット
「トラック運転者の労働時間等の改善基準のポイント」



※改善基準告示について、詳細はパンフレットをご覧ください。
ご不明な点は最寄りの労働基準監督署や裏面の労働時間管理適正化指導員へお問い合わせください。

「標準的運賃」に、ご理解・ご協力をお願いします

「標準的運賃」とは、トラックドライバーの労働条件を改善し、ドライバー不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するため、法令を遵守して持続的に事業を行ううえで参考となる運賃を国が示したものです。令和6年3月に、「標準的運賃」は8%上昇、「標準運送約款」は付随作業の料金等、契約条件の明確化を行う形で改正されました。

トラックドライバーは長時間労働・低賃金の傾向にあります。ドライバー不足による物流の停滞を引き起こさないためにも、物流産業を魅力ある職場とし、労働環境を改善することが必要です。

荷主、元請運送事業者の皆さまも、

「標準的運賃」の趣旨をご理解いただき、
ご協力くださいますようお願いいたします。

国土交通省
「トラック輸送の新たな「標準的運賃」が告示されました」



物流の生産性向上・適正化に、ご理解・ご協力をお願いします

物流産業を魅力ある職場とするため、令和6年4月からトラックドライバーに時間外労働の上限規制が適用されている一方、何も対策を講じなければ物流の停滞を生じかねないという課題に直面しています。

こうした中、荷待ち・荷役時間の削減や多重下請構造の是正等を進める改正物流法が施行されているほか、トラックドライバーの処遇改善やトラック運送業界の健全化の推進を目的としたトラック適正化二法が、順次施行されています。

「改正物流法」の主な事項

- ・ すべての発荷主・着荷主(企業規模を問わない)と物流事業者に対して
⇒ 荷待ち・荷役時間の削減等のために取り組むべき措置が**努力義務化**
- ・ トラック事業者の取引に対して
⇒ 運送契約締結時の書面交付や実運送体制管理簿の作成等が**義務化**

「トラック適正化二法」の主な事項

- ・ 荷主等に対して ⇒ 違法な「白トラ」の利用を禁止(罰則付)
- ・ 貨物自動車運送事業者及び貨物利用運送事業者に対して
⇒ 再委託の回数を2回以内に制限するよう**努力義務化**

荷主・元請運送事業者の皆さまにおかれましては、

物流の生産性向上・適正化に向けた取組にご理解いただき、
ご協力くださいますようお願いいたします。

トラックポータルサイト内
物流情報局(荷主向け)



お問い合わせ

荷待ち時間の見直しにあたっては、都道府県労働局労働基準部監督課の「労働時間管理適正化指導員」にご相談ください。

ご希望があれば、個別に訪問して、取組事例やメリットなどをご説明いたします。

労働局	電話番号	労働局	電話番号	労働局	電話番号
北海道	011-709-2057	石川	076-265-4423	岡山	086-225-2015
青森	017-734-4112	福井	0776-22-2652	広島	082-221-9242
岩手	019-604-3006	山梨	055-225-2853	山口	083-995-0370
宮城	022-299-8838	長野	026-223-0553	徳島	088-652-9163
秋田	018-862-6682	岐阜	058-245-8102	香川	087-811-8918
山形	023-624-8222	静岡	054-254-6352	愛媛	089-935-5203
福島	024-536-4602	愛知	052-972-0253	高知	088-885-6022
茨城	029-224-6214	三重	059-226-2106	福岡	092-411-4862
栃木	028-634-9115	滋賀	077-522-6649	佐賀	0952-32-7169
群馬	027-896-4735	京都	075-241-3214	長崎	095-801-0030
埼玉	048-600-6204	大阪	06-6949-6490	熊本	096-355-3181
千葉	043-221-2304	兵庫	078-367-9151	大分	097-536-3212
東京	03-3512-1612	奈良	0742-32-0204	宮崎	0985-38-8834
神奈川	045-211-7351	和歌山	073-488-1150	鹿児島	099-223-8277
新潟	025-288-3503	鳥取	0857-29-1703	沖縄	098-868-4303
富山	076-432-2730	島根	0852-31-1156		

荷主の皆さま、トラック運送事業者の皆さまへ

自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイトをリニューアルしました！



「物流情報局」OPEN

2024年4月に「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」が成立するなど、トラックドライバーの荷待ち・荷役時間の削減に向けた対策が本格化しています。

こうした状況を踏まえ、

「自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト」

内に **物流情報局** を開設しました。



荷主の方



事業者の方

トラクトップページ

いま、考えてみませんか？

**物流を支える
トラック運転者**
のこと。

新規OPEN!!

物流情報局

NEW

- 荷主の皆さまへ
- 事業者の皆さま
(トラック運転者の皆さま)へ

物流情報局では、荷主の方、トラック運送事業者の方が協力して荷待ち・荷役時間の削減に取り組めるよう、最新の情報を発信していきます！！

物流情報局では、このような情報を発信しています。



労働基準局広報キャラクター
たしかめたん



荷待ち・荷役時間削減等に向けた対応

- 物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン
- 標準的運賃
- トラックGメン など



今後施行される法令のポイント

- 改正物流法、関係省令 など

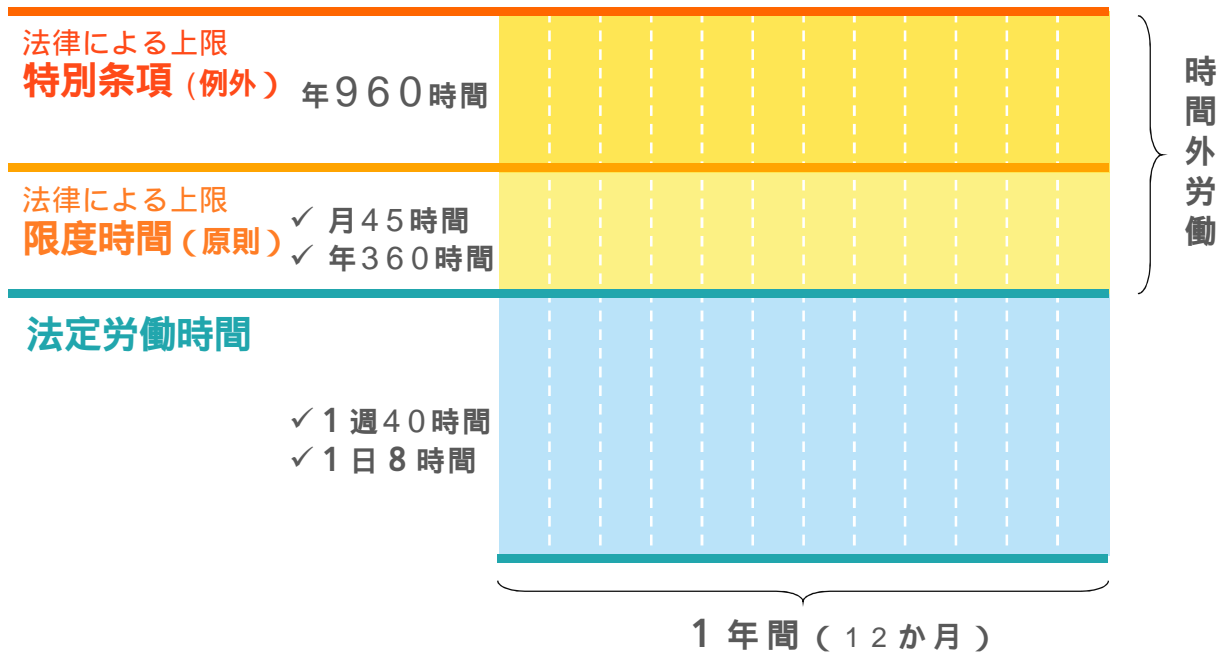


トラック運送事業者の皆さま向けのご相談先

- 働き方改革推進支援センター など

今後も最新情報に更新していきます！ぜひご覧ください！

自動車運転者の時間外労働の上限規制（2024年4月適用開始）



改正された改善基準告示の主な内容（2024年4月適用開始）

トラック運転者について

	2024年3月31日まで	2024年4月1日以降
1年の拘束時間	3,516時間以内	原則：3,300時間以内 例外（1）：3,400時間以内
1か月の拘束時間	293時間以内 労使協定により、年6か月まで320時間まで延長可	原則：284時間以内 例外（1）：310時間以内（年6か月まで）
1日の休息期間	継続8時間以上	原則： 継続11時間与えるよう努めることを基本とし、 9時間を下回らない 例外： 宿泊を伴う長距離貨物運送の場合（2）、継続8時間以上（週2回まで） 休息期間のいずれかが9時間を下回る場合は、運行終了後に継続12時間以上の休息期間を与える

1 労使協定により延長可（ を満たす必要あり）
284時間超は連続3か月まで。
1か月の時間外・休日労働時間数が100時間未満となるよう努める。

2 1週間における運行がすべて長距離貨物運送（一の運行の走行距離が450km以上の貨物運送）で、一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合

改善基準告示について、詳しくはこちらをご覧ください。➤



自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイトはこちら

トラックポータルサイト



「改善基準告示」の解説動画も公開中!!



賃金引き上げの支援策

厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、**設備投資等を行った中小企業**に、その費用の一部を助成します。
中小企業で働く労働者の賃金引き上げのための生産性向上の取り組みが支援対象(※)です。

※申請前の賃金引き上げ、交付決定前の設備投資は対象となりません。

活用例 30人の事業場で、事業場内最低賃金労働者5人の時給を45円引き上げた場合、設備投資にかかった費用に対し最大100万円が助成されます。

賃上げコース区分	助成上限額
30円コース	30～130万円
45円コース	45～180万円
60円コース	60～300万円
90円コース	90～600万円

活用のポイント 賃上げ + 設備投資

- 賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画の作成が必要
- 中小企業が利用可能
- 助成額は、賃金の引き上げ額、引き上げ労働者数等によって決定
- 交付決定を受けた後に設備投資等を行う

キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を**3%以上増額**改定し、その規定を適用させた場合に助成します。
パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

活用例 中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引き上げを実施した場合、65万円が支給されます。

非正規雇用労働者の賃上げ率の区分	助成額(1人当たり)
3%以上4%未満の場合	4万円(2.6万円)
4%以上5%未満の場合	5万円(3.3万円)
5%以上6%未満の場合	6.5万円(4.3万円)
6%以上の場合	7万円(4.6万円)

活用のポイント 非正規雇用労働者の賃上げ

- 賃金規定等の増額改定に関するキャリアアップ計画の作成が必要
- 中小企業、大企業どちらも利用可能
- 原則、事業所内全ての非正規雇用労働者の賃金規定等を改定する必要あり
- 改定にあたり職務評価を活用した場合、昇給制度を新たに規定した場合は助成額を加算

(※)括弧内の金額は、大企業の場合の助成額。1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人。

働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

活用例 建設業の事業場が設備投資等を実施して、36協定で設定する時間外・休日労働時間数の上限を引き下げた場合等に、設備投資等にかかった費用に対し最大25～550万円が助成されます。

コース区分	助成上限額	
	基本部分	賃上げ加算
業種別課題対応コース(※1)	25～550万円	
労働時間短縮・年休促進支援コース	25～200万円	6～360万円(※2)
勤務間インターバル導入コース	50～120万円	

活用のポイント 労働時間削減等の取組(賃上げ) + 設備投資等

- 労働時間削減等の取組計画の作成が必要
- 中小企業や中小企業が属する団体が利用可能
- 助成額は、成果目標の達成、賃金の引き上げ額、賃金を引き上げた労働者数等により決定
- 交付決定を受けた後に設備投資等を行う

(※1)建設業の場合
(※2)労働者数30人以下の場合は倍額を加算
(※3)別途団体向けのコースあり(助成上限額1,000万円)

人材開発支援助成金

職務に関連した**専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練**等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

活用例

中小企業事業主が、正規雇用労働者1人につき、10時間の訓練(※1)(訓練経費10万円)を受講させ、訓練終了後、訓練受講者の賃上げ(※2)を行った場合、7万円が支給されます。

※1 人材育成支援コース(人材育成訓練)の場合

※2 5%以上の賃上げ又は資格等手当を就業規則等に規定し、訓練受講者に実際に資格等手当を支払い3%以上賃金を上昇させた場合

区分(※)	賃上げした場合の助成率・額
①賃金助成額	労働者1人1時間あたり 500円・1000円
②経費助成率	訓練経費の45%~100% ※制度導入に係る助成の場合は、 24万円・36万円
③OJT実施助成額	1人1コースあたり 12万円~25万円

※訓練コース・メニューによって上記区分①~③のいずれが支給されるか異なります(①~③全てが支給される場合もあれば②のみとなる場合もあります。)

活用のポイント

職業訓練+経費助成等 (訓練終了後の賃上げ等加算)

- 職業訓練実施計画を作成し、訓練開始前に労働局への提出が必要。計画に沿って訓練を実施した後、申請
- 10時間以上のOFF-JTによる訓練等が対象
- 中小企業、大企業どちらも利用可能
- 助成額は、訓練内容、企業規模により決定

人材確保等支援助成金(雇用管理制度・雇用環境整備助成コース)

人材確保のために**雇用管理改善につながる制度**等(賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度)の導入や**雇用環境の整備**(従業員の作業負担を軽減する機器等の導入)により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

活用例

複数の雇用管理制度や作業負担を軽減する機器等を導入し、賃上げ(5%以上)を行った場合、最大287.5万円が支給されます。

区分	助成額(※1・2)
①賃金規定制度	50万円
②諸手当等制度	(40万円)
③人事評価制度	
④職場活性化制度	25万円
⑤健康づくり制度	(20万円)
⑥作業負担を軽減する機器等	導入経費の62.5% (50%)

活用のポイント

雇用管理改善の取り組み (賃上げ加算)

- 雇用管理制度又は従業員の作業負担を軽減する機器の導入計画の作成、実施後の離職率の低下が必要
- 原則、中小企業、大企業どちらも利用可能(※)
- 助成額は、雇用管理制度・導入機器に応じて決定
- 対象労働者の賃上げ(5%以上)で、助成額を加算
(※) 賃金規定制度は中小企業のみ利用可能

(※1) 括弧内の金額は、賃上げを行った場合以外の助成額又は助成率。

(※2) ①~⑤を複数導入した場合の上限額は100万円(80万円)。⑥を導入した場合の上限額は187.5万円(150万円)。

より高い処遇への労働移動等への支援

特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)

- ハローワーク等を通じ、高齢者や障害者、就職氷河期世代を含む中高年層など(就職困難者等)を継続して雇用する事業主に助成(30万円~240万円)
- これら就職困難者等を就労経験のない職種で雇入れ、①成長分野(デジタル、グリーン)の業務に従事する労働者の雇入れ、②人材育成(人材開発支援助成金の活用)及び雇入れから3年以内に5%賃上げのいずれかを実施した場合、1.5倍の助成金を支給

早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース、中途採用拡大コース)

- 雇入れ支援コース**: 事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。
- 中途採用拡大コース**: 中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させた場合及び中途採用率を一定以上拡大させ、そのうち45歳以上の者で一定以上拡大させ、かつ当該45歳以上の者全員を雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)

- 在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し5%以上増加させた場合に助成(上限額8,635円/1人1日あたり(1事業主あたり1,000万円))します。

支援策の詳細はHPをチェック

厚生労働省HP

「賃上げ」支援助成金パッケージ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku_nitsuite/bunya/package.00007.html



(R7.4)



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

中小受託取引適正化法（取適法）について

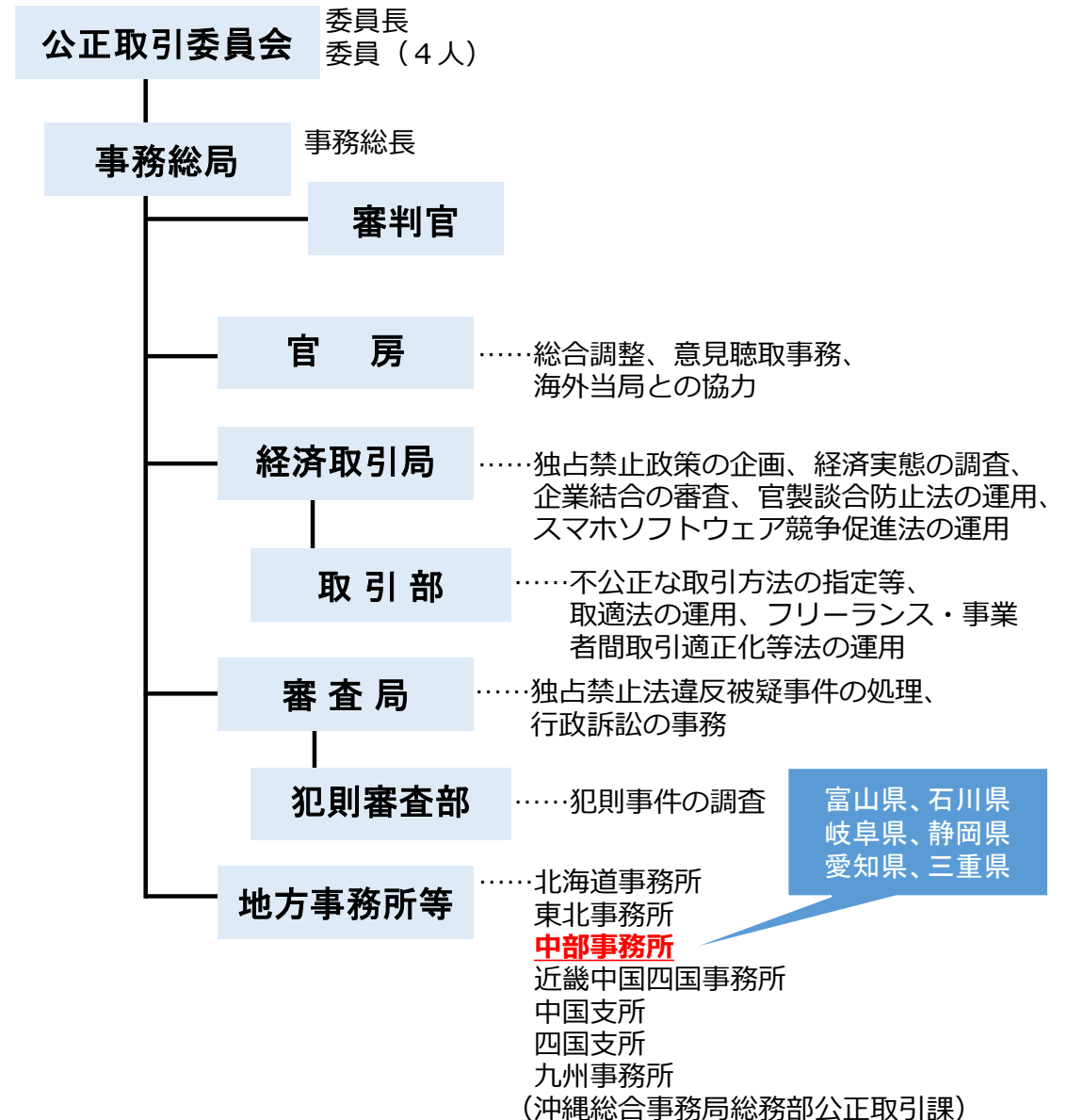
令和8年3月4日

公正取引委員会事務総局
中部事務所 総務管理官
加瀬川 晃啓

公正取引委員会の概要

公正取引委員会の組織図

- 自由な経済社会において、市場の機能を十分に発揮させていくためには、常に**公正かつ自由な競争のルール**が守られるよう、これを監視していく必要がある。
- このために、**独占禁止法を運用する行政機関**として公正取引委員会（委員長と4人の委員から成る合議制の機関）が設置されている。
- 公正取引委員会は、内閣総理大臣の所轄に属し、行政組織法制上、内閣府の外局として設置されているが、行政委員会としてほかから指揮監督を受けることなく、独立して職権を行使することに特色がある。
- 公正取引委員会の下には、委員会の事務を処理するために事務総局が置かれており、令和7年度の事務総局職員の設定員数は957人となっている。



独占禁止法の主要な禁止行為

私的独占

(有力企業による競合他社の排除等)

不当な取引制限

(カルテル・入札談合)

不公正な取引方法

(再販売価格の拘束、**優越的地位の濫用**等)

競争を実質的に
制限することとなる

企業結合

(中小受託取引適正化法)

- 規制対象となる取引の発注者を資本金区分等により「優越的地位にある」ものとして取り扱い、**より迅速かつ効果的に不当な行為を規制。**



公正取引委員会

Japan Fair Trade Commission

2026年1月施行！～下請法は取適法へ～

改正ポイント

規制の見直し

① 運送委託の対象取引への追加（物流問題への対応）

対象取引に、発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を追加

② 従業員基準の規模要件への追加（下請法逃れ等への対応）

従業員数300人（役務提供委託等は100人）の区分を新設

③ 協議に応じない一方的な代金決定の禁止（価格据え置き取引への対応）

代金に関する協議に応じない、必要な説明・情報提供をしないことによる、一方的な代金額の決定を禁止

④ 手形払等の禁止 → 支払遅延に該当

対象取引において、手形払を禁止。その他の支払手段（電子記録債権、ファクタリング等）についても、支払期日までに代金満額相当の現金を得ることが困難なものを禁止

⑤ 面的執行の強化

事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与。省庁間の相互情報提供に係る規定を新設。

「下請」等の用語の見直し

- 共存共栄を目指す対等なパートナーとして取引適正化を推進
- サプライチェーン全体の付加価値向上を目指す

<p>下請代金支払遅延等防止法</p> <p>通称：下請法</p>	▶	<p>製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律</p> <p>略称：中小受託取引適正化法</p> <p>通称：取適法</p>
<p>親事業者</p>	▶	<p>委託事業者</p>
<p>下請事業者</p>	▶	<p>中小受託事業者</p>
<p>下請代金</p>	▶	<p>製造委託等代金</p>

改正理由

- **発荷主から元請運送事業者への委託は、本法の対象外**（独占禁止法の物流特殊指定で対応）である。
- 立場の弱い物流事業者が、荷役や荷待ちを無償で行わされているなど、**荷主・物流事業者間の問題（荷役・荷待ち）**が顕在化している。

改正内容

- ◆ **発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を、本法の対象となる新たな類型として追加**し、機動的に対応できるようにする。

改正後

「物品の運送の再委託」に加えて「物品の運送の委託」を新たな規制対象に追加

発荷主
(例：部品メーカー、卸売業者等)



委託

荷積みの強要
荷待ち

改正前

運送事業者



物品の運送の再委託が対象

再委託

運送事業者

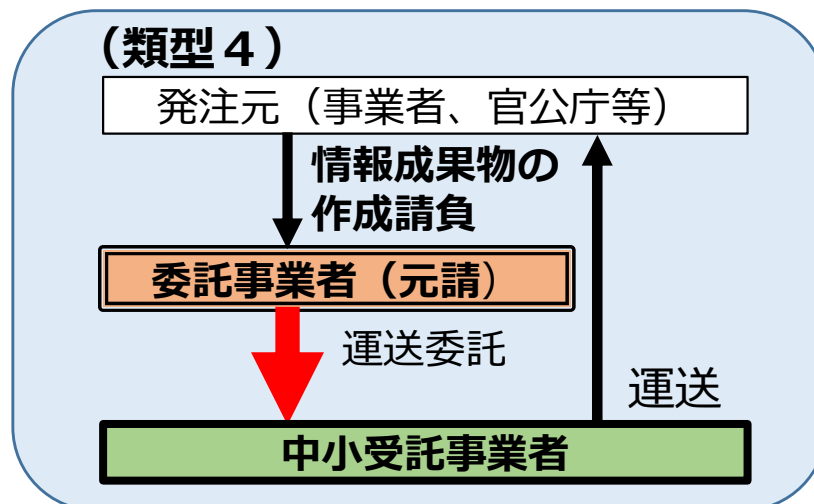
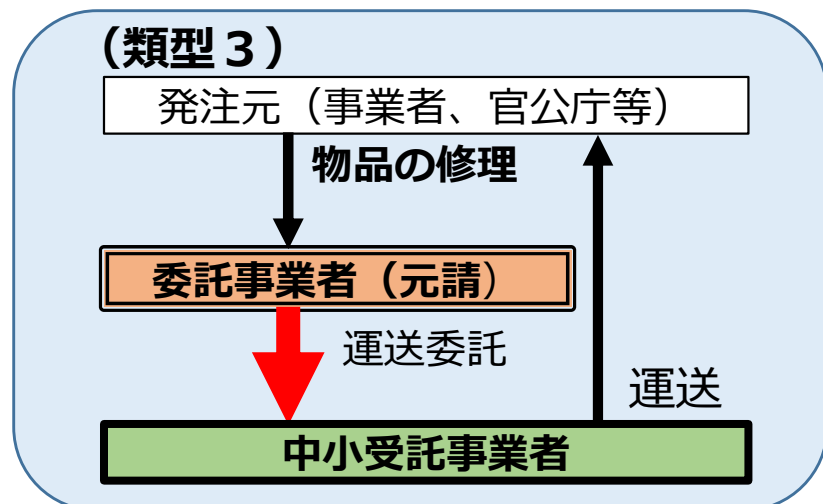
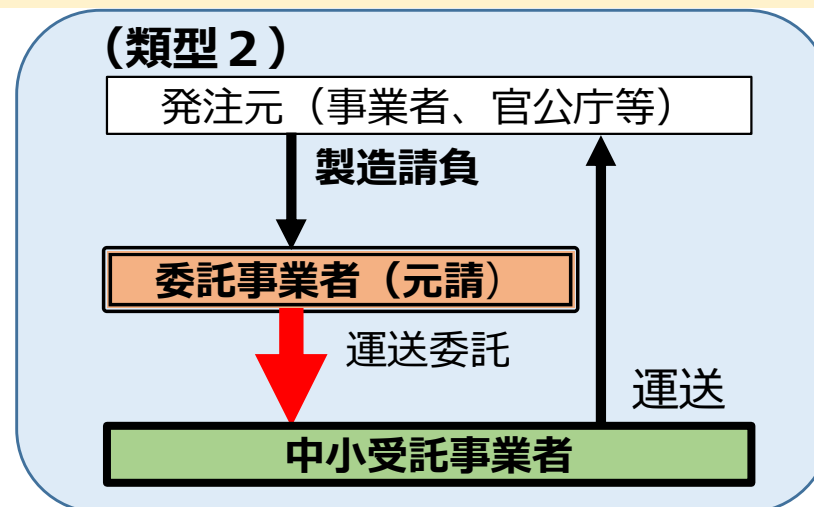
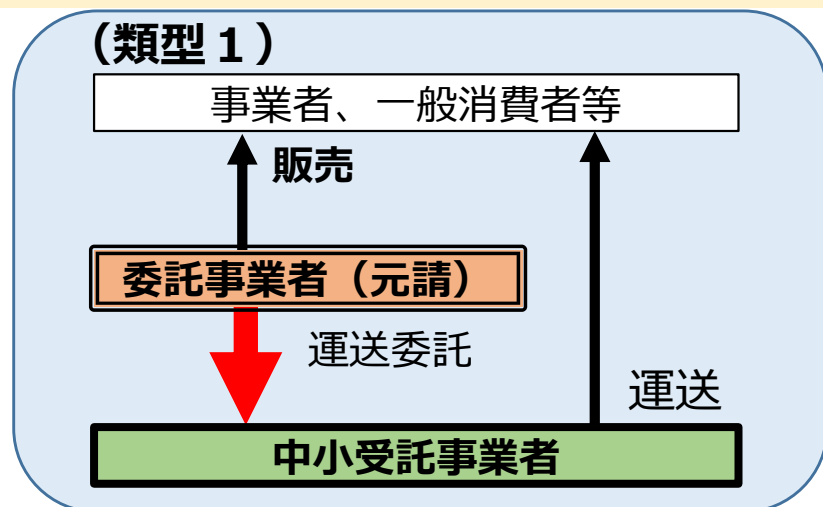


運送に係る役務提供委託又は特定運送委託をした委託事業者が、中小受託事業者に対し、運送の役務を提供させることに加えて、**無償で、運送の役務以外の役務(荷積み、荷下ろし、倉庫内作業等)を提供させることは、不当な経済上の利益提供要請に該当する。**

① 特定運送委託

- 事業者が、販売する物品、製造を請け負った物品、修理を請け負った物品又は作成を請け負った情報成果物が記載されるなどした物品について、その「取引の相手方」に対して運送する場合に、その運送の行為を他の事業者委託することをいう。

取適法の適用を受ける特定運送委託は、以下4つのタイプ（類型1～類型4）となる。



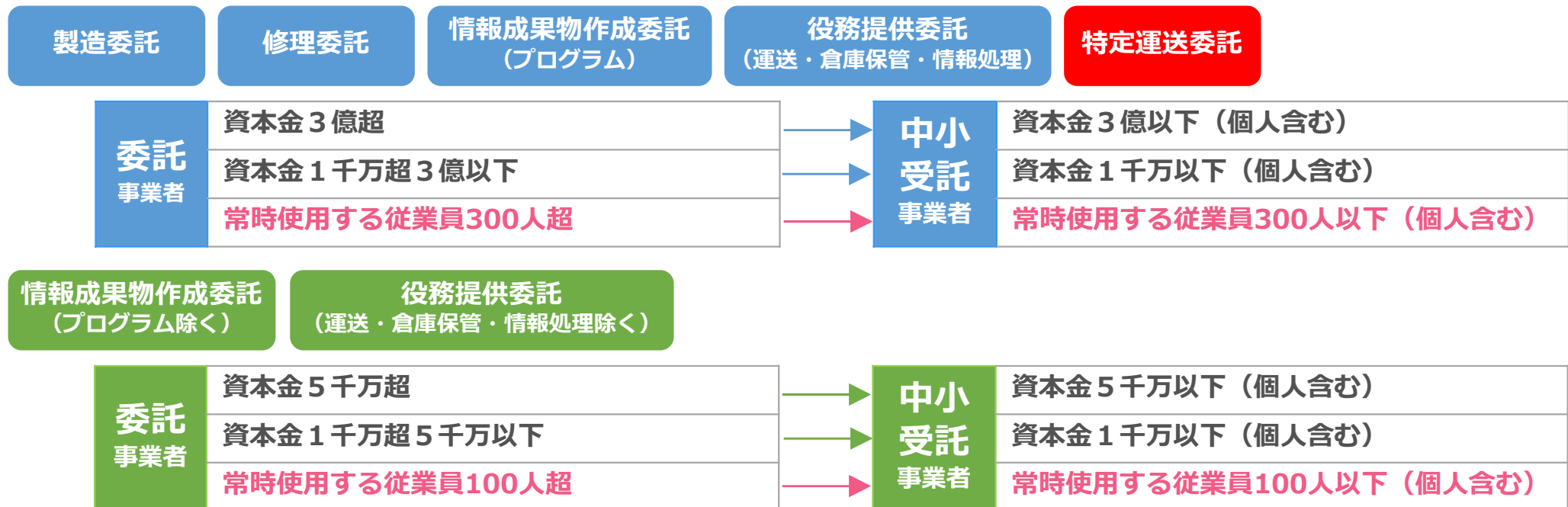
※  が取適法の対象となる取引

改正理由

- 実質的には事業規模は大きいものの当初の**資本金が少額である事業者や、減資をすることによって、本法の対象とならない例がある。**
- 本法の**適用を逃れるため、受注者に増資を求める**発注者が存在する。

改正内容

- ◆ 適用基準として**従業員数の基準を新たに追加**する。
- ◆ 具体的な基準については、**本法の趣旨や運用実績、取引の実態、事業者にとっての分かりやすさ、既存法令との関連性等の観点から、従業員数300人（製造委託等）又は100人（役務提供委託等）を基準とする。**



義務・禁止行為の概要

- 中小受託取引の公正化及び中小受託事業者の利益保護のため、委託事業者に4つの義務を課すとともに、委託事業者による11項目の行為を禁止。

義務

発注内容を明示する義務（発注書の交付）

取引に関する書類等を作成・保存する義務（2年）

支払期日（受領後60日以内）を定める義務

遅延利息（14.6%）の支払義務

禁止行為

受領拒否

報復措置

支払遅延（**手形払等の禁止**）

有償支給原材料等の対価の早期決済

減額

割引困難な手形の交付

返品

不当な経済上の利益提供要請

買ったたき

不当な給付内容の変更・やり直し

購入・利用強制

協議に応じない一方的な代金決定

※赤色は改正内容

③ 協議に応じない一方的な代金決定の禁止 【第5条第2項第4号】 **【改正】**

- 委託事業者が、中小受託事業者から価格協議の求めがあつたにもかかわらず、協議に応じなかったり、必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定すること。

改正理由

- コストが上昇している中で、協議することなく価格を据え置いたり、コスト上昇に見合わない価格を一方的に決めたりするなど、上昇したコストの価格転嫁についての課題がみられる。
- そのため、適切な価格転嫁が行われる取引環境の整備が必要。

改正内容

「市価」の認定が必要となる買ったときとは別途、対等な価格交渉を確保する観点から、**中小受託事業者から価格協議の求めがあつたにもかかわらず、協議に応じなかったり、委託事業者が必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定して、中小受託事業者の利益を不当に害する行為を禁止する規定を新設**する。

買ったとき

対価に着目した規定

【対価引下げ型】

従前の対価



引下げ後の対価



新設

交渉プロセスに着目した規定

【コスト上昇型】

従前の対価



引上げ後の対価



※コストアップに見合わない引上げ幅

③ 協議に応じない一方的な代金決定の禁止

運用基準

「中小受託事業者の給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合において、中小受託事業者が製造委託等代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず、当該**協議に応じず**、又は当該協議において中小受託事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず、一方的に製造委託等代金の額を決定すること」により、「中小受託事業者の利益を不当に害」すること

「中小受託事業者の給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合」とは

中小受託事業者の給付に関し製造委託等代金の額に影響を及ぼし得る事情がある場合をいい、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等の高騰による中小受託事業者の給付に要する費用の変動のほか、従来納期の短縮、納入頻度の増加や発注数量の減少等による取引条件の変更、需給状況の変化、委託事業者から従前の代金の引下げを求められた場合などの事情が含まれる。

「中小受託事業者が製造委託等代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず、当該協議に応じず」とは

中小受託事業者からの**協議の求めを明示的に拒む**場合のほか、例えば、**協議の求めを無視**したり、**協議の実施を繰り返し先延ばし**にしたりして、協議の実施を困難にさせる場合を含む。

「中小受託事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず」とは

中小受託事業者が求めた特定の事項について、その自由な意思により製造委託等代金の額を決定するために必要な説明又は根拠となる情報の提供をしないことをいう。委託事業者が必要な説明及び情報の提供をしたか否かは、中小受託事業者の給付に関する事情の内容、中小受託事業者が求めた事項、これに対し委託事業者が提示した内容及びその合理性、中小受託事業者との間の協議経過等を勘案して総合的に判断する。

「一方的に製造委託等代金の額を決定すること」とは

- 中小受託事業者の自由な意思による価格交渉を経ずに代金の額を設定することをいい、前述のように、協議に応じず又は必要な説明若しくは情報の提供を行わずに、製造委託等代金の額が定められた場合が該当する。
- 「決定」には、代金を引き上げ、又は引き下げるもののほか、据え置くことも含まれる。

④手形払等の禁止【改正】

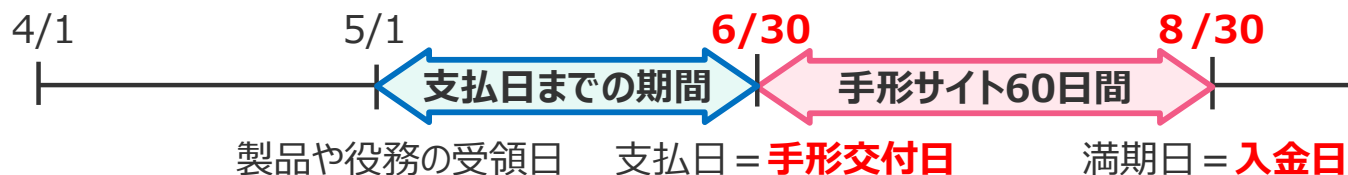
改正理由

- 支払手段として手形等を用いることにより、発注者が受注者に資金繰りに係る負担を求める商慣習が続いている。

改正内容

- ◆ 中小受託事業者の保護のためには、令和6年11月の指導基準の変更を一段進め、本法上の支払手段として、手形払を認めないこととする。
- ◆ 電子記録債権やファクタリングについても、支払期日までに代金に相当する金銭（手数料等を含む満額）を得ることが困難であるものについては認めないこととする。

改正前



支払日までの期間 (60日) + 手形サイト (60日) = 現金受領までの期間【120日】

改正後



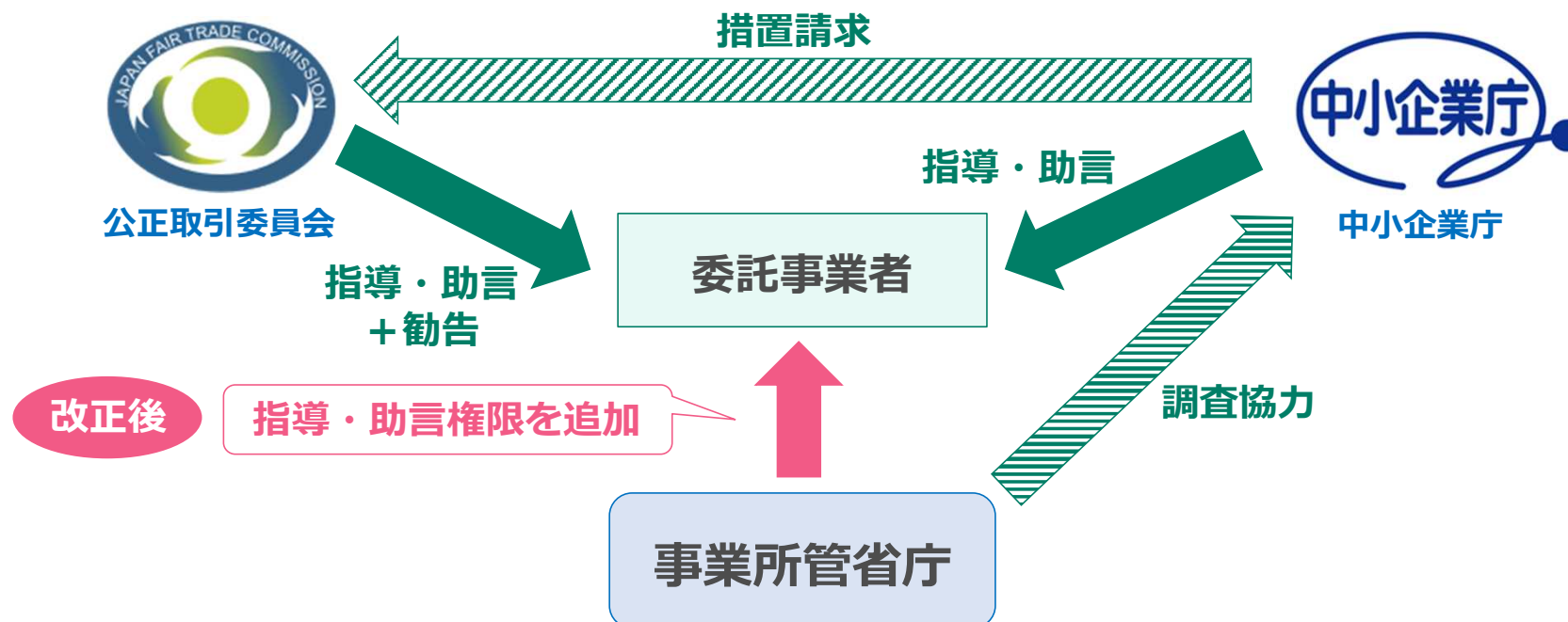
支払日までの期間 (60日) = 現金受領までの期間【60日】

改正理由

- 事業所管省庁には調査権限のみが与えられているが、公正取引委員会、中小企業庁、事業所管省庁の連携した執行をより拡充していく必要がある。
- 事業所管省庁（「トラック・物流Gメン」など）に通報した場合、本法の「報復措置の禁止」の対象となっていない。

改正内容

- ◆ 事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与する。
- ◆ 中小受託事業者が申告しやすい環境を確保すべく、「報復措置の禁止」の申告先として、現行の公正取引委員会及び中小企業庁長官に加え、事業所管省庁の主務大臣を追加する。



**公正取引委員会 事務総局
経済取引局 取引部 企業取引課**

〒100-8987 千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟
TEL 03(3581)3375(直)
<https://www.jftc.go.jp>

北海道事務所 取適法担当

〒060-0042 札幌市中央区大通西12 札幌第3合同庁舎
TEL 011(231)6300(代)

東北事務所 取適法担当

〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎
TEL 022(225)8420(直)

中部事務所 取適法担当

〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館
TEL 052(961)9424(直)

近畿中国四国事務所 取適法担当

〒540-0008 大阪府中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館
TEL 06(6941)2176(直)

近畿中国四国事務所 中国支所 取適法担当

〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館
TEL 082(228)1520(直)

近畿中国四国事務所 四国支所 取適法担当

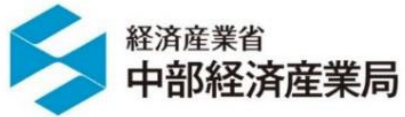
〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館
TEL 087(811)1758(直)

九州事務所 取適法担当

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館
TEL 092(431)6032(直)

沖縄総合事務局 総務部 公正取引課 取適法担当

〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館
TEL 098(866)0049(直)



受託中小企業振興法の概要

中部経済産業局
取引適正化推進室

目次

1. 振興法等の概要
2. 振興法の改正内容等
3. 振興法に関連する取組等

目次

1. 振興法等の概要
2. 振興法の改正内容等
3. 振興法に関連する取組等

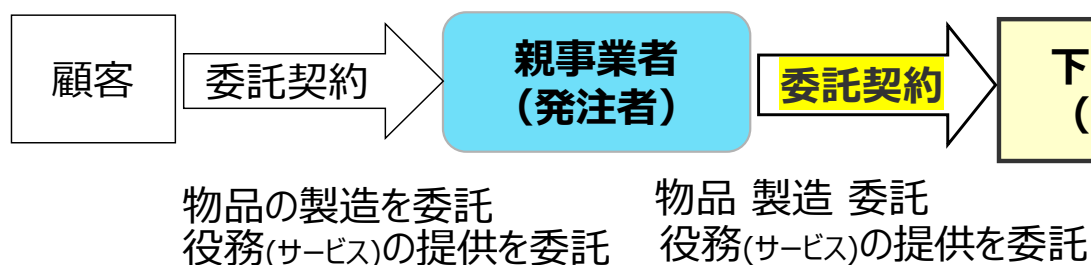
1. 趣旨・目的

- 下請関係を改善し、下請中小企業の振興を図るための法律。

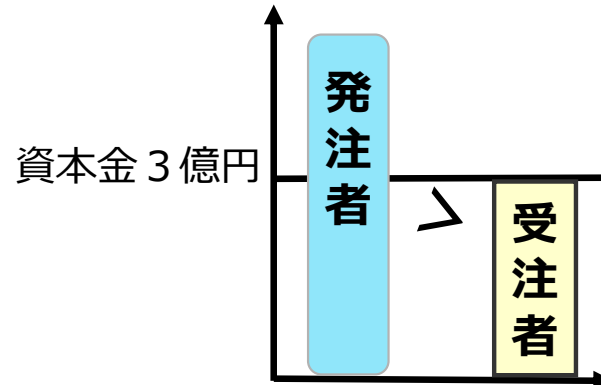
2. 適用対象

- (1) + (2) を満たす親事業者・下請事業者が適用対象。

(1) 委託契約類型 (下請法と同様)



(2) 資本金 (下請法より広い)



3. 具体的な措置

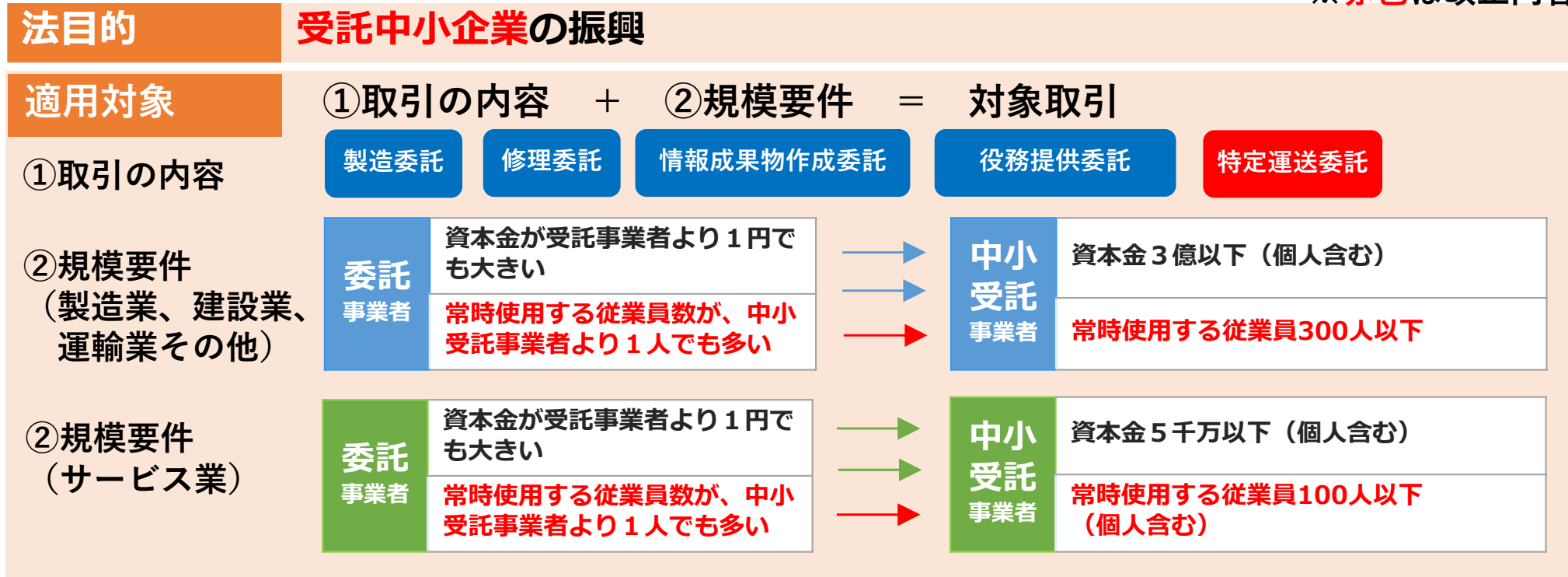
- ① 経済産業大臣が「振興基準」※を定める。

※下請事業者と親事業者のよるべき基準。振興基準に基づき、業界団体は自主行動計画を策定 (34業種・92団体)
(例: 『労務費の指針』に沿って十分に協議を行う、「原材料費・エネルギー費の全額転嫁を目指す」等)

- ② 上記の「振興基準」に関し、事業所管大臣から事業者への指導・助言。
- ③ 調査、公表 (例: 価格交渉・転嫁の状況の「発注者リスト」を、社名入りで公表)
- ④ 下請企業と親企業が協力して作成する「振興事業計画」について、金融支援。

改正後振興法（受託中小企業振興法）の概要

※赤色は改正内容



具体的な措置

① **経済産業大臣が**中小受託事業者と委託事業者のよるべき基準として「**振興基準**」※を定める。

※パートナーシップ構築宣言では振興基準遵守が必須(約8万社が宣言)。業界団体の自主行動計画(34業種・92団体)にも振興基準の遵守が盛り込まれる

② 上記の「振興基準」に関し、事業所管大臣から事業者への**指導・助言又は勸奨**。

③ **調査、公表** (例: 価格交渉・転嫁等の状況の「**発注者リスト**」(発注側企業446社及び71の国の機関・地方公共団体)を公表)

④ サプライチェーンの**多段階**にある受注側企業と発注側企業が協力して作成する「**振興事業計画**」について、金融支援。

⑤ **国及び地方公共団体の責務、連携強化**。

振興法に基づく「振興基準」について

- 「振興基準」は、振興法に基づき経済産業大臣が定める、委託事業者及び中小受託事業者が「よるべき一般的な基準」
- 振興基準は、
 - ①振興法に基づく大臣名での「指導・助言・勧奨」の基準、
 - ②各業界団体（92団体）が作成する自主行動計画で、振興基準の遵守が謳われ、
 - ③パートナーシップ構築宣言した企業は、「振興基準を遵守する」旨を宣言・公表することから、発注者の取引方針の適正化に活用しうるもの

受託中小企業振興法（令和8年1月1日施行）

（振興基準）

第3条 経済産業大臣は、受託中小企業の振興を図るため**中小受託事業者及び委託事業者のよるべき一般的な基準**（以下「振興基準」という。）を定めなければならない。

（指導等）

第4条 **主務大臣は**、受託中小企業の振興を図るため必要があると認めるときは、中小受託事業者又は委託事業者に対し、**振興基準に定める事項について、指導又は助言を行うとともに、適切な具体的措置をとるべきことを勧奨するものとする。**

目次

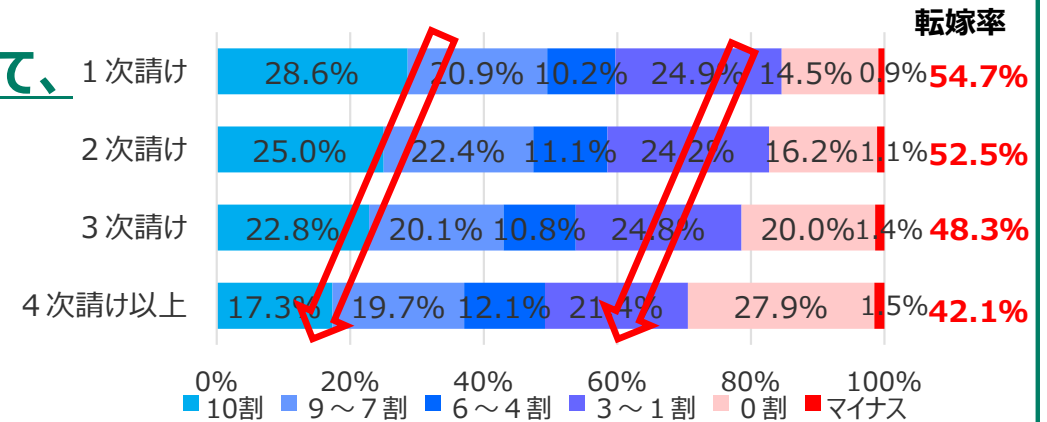
1. 振興法等の概要
2. 振興法の改正内容等
3. 振興法に関連する取組等

振興法の改正事項の概要①（多段階の事業者が連携した取組への支援）

課題①（サプライチェーンの深層における取引適正化対策）

- サプライチェーンの取引段階が深くなるにつれて、価格転嫁割合が低い。（価格交渉促進月間（2025年9月）結果）
- 直接の取引先を越えて、1つ先、「数次先の取引先まで含めて、価格交渉」しない 商習慣。

※受注側企業の取引段階と価格転嫁率

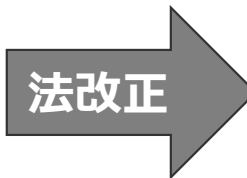
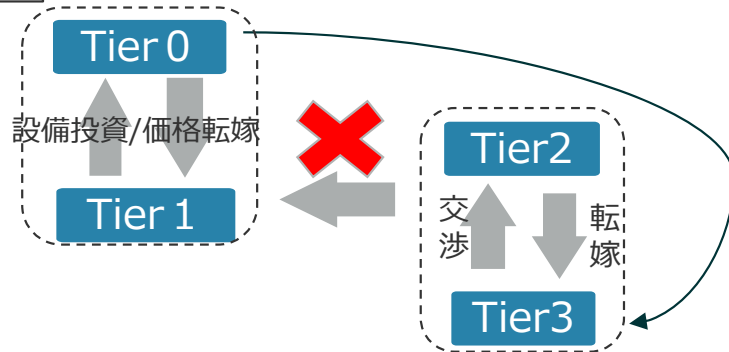


改正内容①（多段階の事業者が連携した取組への支援）

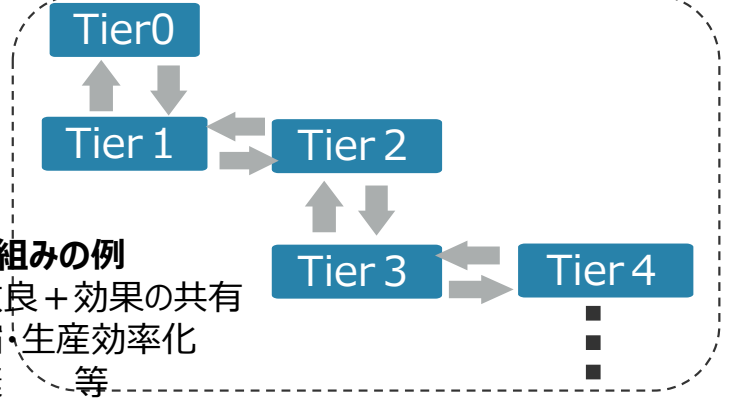
【第5条関係】

現行法

支援対象の事業計画は、**直接の取引関係のみ**



直接の取引関係に限らず支援可能に



※事業計画・取組みの例
自動車部品の改良+効果の共有
製造時間の短縮・生産効率化
保管金型の廃棄 等

- ◆ 多段階の取引からなるサプライチェーンにおいて、**2以上の取引段階にある事業者による振興事業計画に対し、承認・支援**できる旨を追加。

⇒ **直接の取引先との関係のみならず、サプライチェーン全体の取引適正化等の取組を促す**メッセージ

課題② (地方公共団体における取引適正化対策)

➤ 地方における価格転嫁の推進には、**都道府県毎の取引適正化に向けた取組が重要。**

<取組例>

- ① **パートナーシップ構築宣言** (発注者の立場でサプライチェーン全体の付加価値向上・取引慣行の遵守を宣言。8.3万社) の普及のために**経済団体との協定締結**
- ② **宣言企業への補助金加点等のインセンティブ**
- ③ **価格交渉セミナー**の実施

※**パートナーシップ構築宣言普及に向けた各都道府県の取組**
「第6回未来を拓くパートナーシップ構築推進会議(令和7年2月)」資料2-3



改正内容② (国・地方公共団体の責務規定新設)

【新第23条関係】

- ◆ **地方公共団体は受託中小企業の振興に必要な取組の推進等に努める、国・地方公共団体等が密接な連携の確保に努める**旨を規定。

⇒ **全国津々浦々の価格転嫁を推進**

新たな取組：全国47都道府県に設置されている取引かけこみ寺に寄せられる**中小企業からの声の一層の活用のための連携強化**

課題③（主務大臣による指導助言を受けても改善しない例）

- 取引Gメンのヒアリング結果、価格交渉促進月間における調査結果を受けて、価格交渉・価格転嫁等の状況が芳しくない事業者に対し、主務大臣による指導・助言を実施。
⇒ 取引方針が改善される等、一定の効果あり。
- 他方、何度か指導・助言を受けても、取引方針が改善されない事業者も存在。
⇒ そうした事業者は、改善の意思はあるものの、どのような取組を講じるべきか、具体的な検討が不十分な者あり。

改正内容③（主務大臣の権限強化「勸奨」）

【第4条関係】

- ◆ 主務大臣が指導・助言したものの、状況が改善されない事業者に対して、より具体的措置を示して、その実施を促す（「勸奨」する）ことができる旨を規定。
⇒ 価格転嫁・取引適正化の実効性を高める。
※取適法違反事業者に対しては取適法に基づき対応。

振興法の改正事項の概要④ (適用対象の追加)

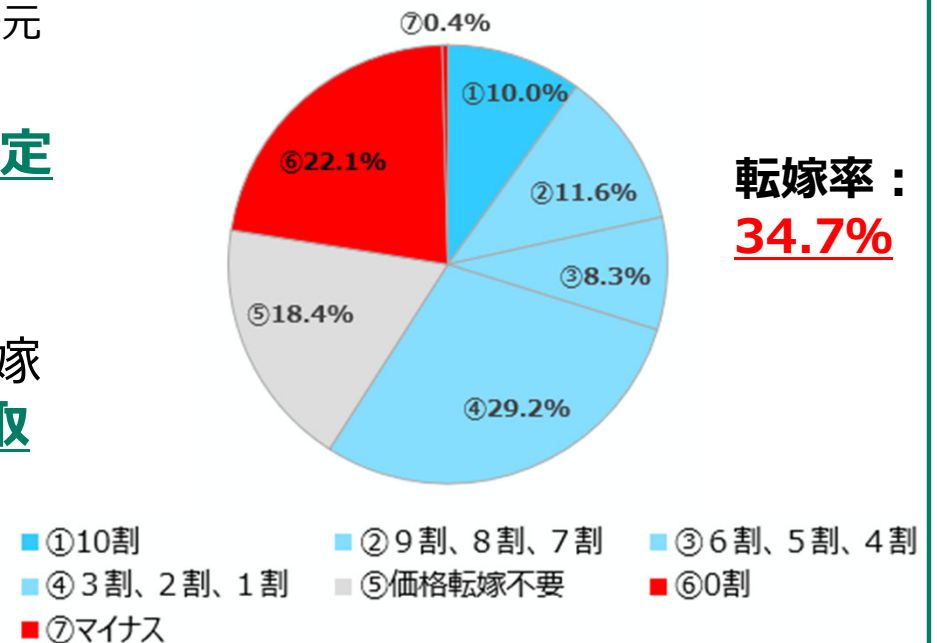
課題④ (i 発荷主-元請運送事業者の取引、ii 資本金基準で捉えられない取引の価格転嫁)

➤ トラック運送の価格転嫁率は全業種で最下位であり (価格交渉促進月間 (2025年9月)、商流の源 (発荷主-元請運送) から価格転嫁を推進する必要。

⇒ 運賃を交渉で決めるという商習慣を業界で定着させる必要。

➤ サプライチェーン全体で円滑かつ迅速な価格転嫁を定着させるには、資本金の大小関係がない取引でも価格転嫁を推進する必要。

※トラック運送業の価格転嫁の状況【コスト全般】



改正内容④ (適用対象の追加)

【新第2条第1項第6号、第4項、第5項関係】

◆ ①発荷主-運送の取引 (下請法と同様) ②従業員の大小関係がある委託事業者 (取適法より広い) を追加。

⇒ 中小企業同士等、**取適法の対象外の取引も含めて**、支援または指導・助言・勧奨の対象とし、**価格転嫁・取引適正化を浸透させる**

改正内容⑤（「下請」という用語の改正）

【題名、第1条、第2条等関係】

◆ 「下請」等が含まれる用語を、振興法においても改正する。

「下請中小企業」 ⇒ 「受託中小企業」

「親事業者」 ⇒ 「委託事業者」

「下請中小企業振興法」 ⇒ 「受託中小企業振興法」

改正後振興法（受託中小企業振興法）の概要（再掲）

※赤色は改正内容

法目的

受託中小企業の振興

適用対象

①取引の内容 + ②規模要件 = 対象取引

①取引の内容

製造委託

修理委託

情報成果物作成委託

役務提供委託

特定運送委託

②規模要件 (製造業、建設業、 運輸業その他)

委託
事業者

資本金が受託事業者より1円でも大きい

常時使用する従業員数が、中小受託事業者より1人でも多い

中小
受託
事業者

資本金3億以下（個人含む）

常時使用する従業員300人以下

②規模要件 (サービス業)

委託
事業者

資本金が受託事業者より1円でも大きい

常時使用する従業員数が、中小受託事業者より1人でも多い

中小
受託
事業者

資本金5千万以下（個人含む）

常時使用する従業員100人以下（個人含む）

具体的な措置

① **経済産業大臣が**中小受託事業者と委託事業者のよるべき基準として「**振興基準**」※を定める。

※パートナーシップ構築宣言では振興基準遵守が必須（約8万社が宣言）。業界団体の自主行動計画（34業種・92団体）にも振興基準の遵守が盛り込まれる

② 上記の「振興基準」に関し、事業所管大臣から事業者への**指導・助言又は勸奨**。

③ **調査、公表**（例：価格交渉・転嫁等の状況の「**発注者リスト**」（発注側企業446社及び71の国の機関・地方公共団体）を公表）

④ サプライチェーンの**多段階**にある受注側企業と発注側企業が協力して作成する「**振興事業計画**」について、金融支援。

⑤ **国及び地方公共団体の責務、連携強化**。

目次

1. 振興法等の概要
2. 振興法の改正内容等
3. 振興法に関連する取組等

各業界団体による自主行動計画の策定

取引適正化に向けた自主行動計画 策定団体 34業種92団体（令和8年1月時点）

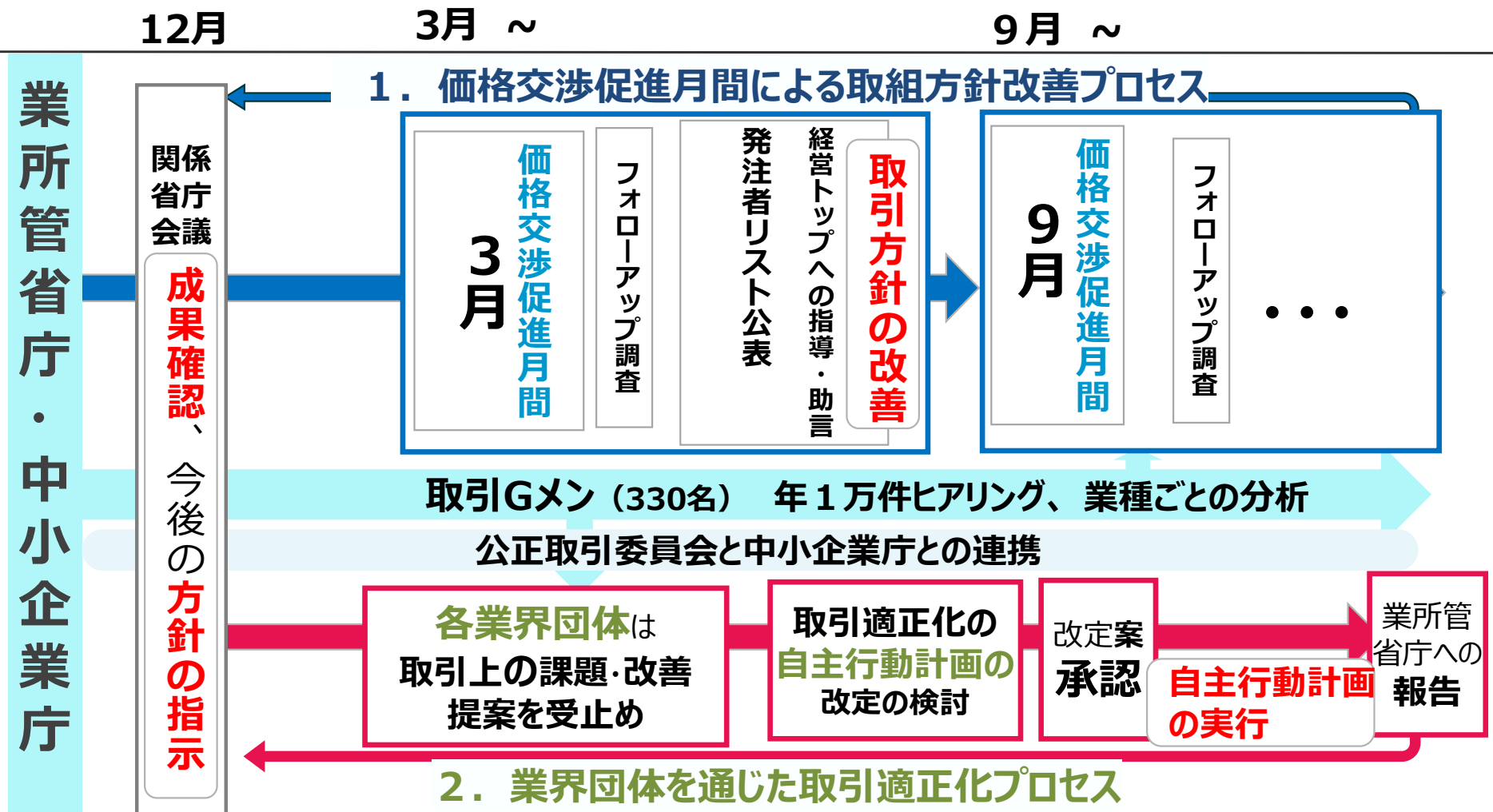
自動車（日本自動車工業会／日本自動車部品工業会）、
素形材（日本金型工業会／日本金属熱処理工業会／日本金属プレス工業協会／日本ダイカスト協会／日本鍛造協会／日本鋳造協会／日本鋳鍛鋼会／日本粉末冶金工業会／日本鍛圧機械工業会／日本工業炉協会／日本バルブ工業会）、
機械製造業（日本建設機械工業会／日本産業機械工業会／日本工作機械工業会／日本半導体製造装置協会／日本ロボット工業会／日本分析機器工業会／日本計量機器工業連合会／日本鉄道車輛工業会）、
航空宇宙（日本航空宇宙工業会）、
繊維（日本繊維産業連盟）、
紙・紙加工（日本製紙連合会／全国段ボール工業組合連合会）、
電機・情報通信機器（電子情報技術産業協会／日本電機工業会／カメラ映像機器工業会／情報通信ネットワーク産業協会／ビジネス機械・情報システム産業協会／日本万引防止システム協会）、
家電（大手家電流通協会）、
情報サービス・ソフトウェア（情報サービス産業協会）、
流通（日本スーパーマーケット協会／全国スーパーマーケット協会／日本フランチャイズチェーン協会／日本チェーンドラッグストア協会／日本ボランタリーチェーン協会／日本DIY・ホームセンター協会）、
家具・建材・住宅設備（日本建材・住宅設備産業協会／アジア家具フォーラム／日本オフィス家具協会／日本家具産業振興会／全日本ヘッド工業会／日本ガス石油機器工業会）、
金属（日本電線工業会／日本鉄鋼連盟／日本アルミニウム協会／日本伸銅協会）、
防衛（日本防衛装備工業会）、
警備（全国警備業協会）、

化学（日本化学工業協会／塩ビ工業・環境協会／化成品工業協会／石油化学工業協会／日本ゴム工業会／日本プラスチック工業連盟）、
通信（電気通信事業者協会／日本インターネットプロバイダー協会／テレコムサービス協会／デジタルメディア協会）、
放送コンテンツ（放送コンテンツ適正取引推進協議会）、
トラック運送（全日本トラック協会）、
建設（日本建設業連合会／全国建設業協会）、
金融（全国銀行協会）、**商社**（日本貿易会）、
印刷（日本印刷産業連合会）、
造船（日本造船工業会／日本中小型造船工業会）、
住宅（住宅生産団体連合会）、**広告**（日本広告業協会）、
電力（送配電網協議会）、
食品製造業（食品産業センター／酒類業中央団体連絡協議会）、
食品卸売業（日本加工食品卸売協会／日本外食品流通協会／日本給食品連合会／全国給食事業協同組合連合会／全国青果卸売市場協会／全国魚卸売市場連合会）、
飲食業（日本フードサービス協会）、
農業（全国農業協同組合中央会）、
林業・木材産業（日全国木材組合連合会・全国木材協同組合連合会）、
不動産管理業（マンション管理業協会／日本賃貸住宅管理協会）、
映画・アニメーション制作業（日本動画協会／日本映画製作者連盟／協同組合日本映画製作者協会／日本映像職能連合／日本映画制作適正化機構）、
その他のサービス業（全国ビルメンテナンス協会）

取引方針の改善サイクル（個別企業および各業界全体）

- 原材料費やエネルギー費、労務費等が高騰する中、コスト上昇分をサプライチェーン全体で適切に分担し、中小企業の賃上げ原資を確保するためにも、以下の2つの適正化プロセスを確立し、価格転嫁はじめ取引適正化を継続的に推進。

- 1 価格交渉促進月間の推進により、個別企業の取引方針の改善
- 2 業界団体を通じ、業界全体での取引適正化



パートナーシップ構築宣言とは

事業者が、サプライチェーン全体の付加価値向上、大企業と中小企業の共存共栄を目指し、「発注者」側の立場から、「代表権のある者の名前」で宣言するもの。以下 2 点を盛り込んでいる。

- (1) サプライチェーン全体の**共存共栄**と**新たな連携**（脱炭素化、情報化等）
- (2) **委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行**（※）（振興法に基づく「**振興基準**」）を**遵守**し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正
※発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護 等



パートナーシップ構築宣言とは | 宣言するメリット | 宣言の登録 | 会議・イベント | 登録企業リスト | お知らせ | FAQ・お問合せ

大企業と中小企業が共に成長できる
持続可能な関係を構築するために！

令和7年度の協議会における取組結果及び 令和8年度の協議会の取組について

令和8年3月4日

岐阜県トラック輸送における
取引環境・労働時間改善地方協議会事務局

令和7年度の協議会における取組について【参考】

2024年4月の時間外労働の上限規制の適用を1つの目標として取り組みを進めてきたが、2024年問題は一過性のものではないため、持続可能な物流の実現に向け、トラックドライバーの長時間労働の改善と生産性向上の必要性について荷主企業・一般消費者の理解を深めるため、継続して周知・啓発活動等を実施していく。

協議会での令和7年度の取組

○トラック運送事業者、経済団体・荷主企業、一般消費者に対する周知・啓発活動

- ・時間外労働上限規制、改正改善基準告示について、説明会の開催、トラック協会広報誌・メールマガジン等により改めて周知【トラック運送事業者】
- ・「物流革新に向けた政策パッケージ」等に関連した制度改正・取組（トラックGメン、標準的な運賃・標準運送約款の改正、関係法令の改正（物流統括管理者の選任、実運送体制管理簿の義務化、書面交付等）、適正運賃收受等）について、説明会等により周知【トラック運送事業者、経済団体・荷主企業】
- ・物流の担い手確保のため、県内高等学校への訪問等の実施【トラック運送事業者、一般消費者】

○荷待ち時間実態調査結果を踏まえた取組の深度化

- ・荷待ち時間実態調査のための手順書の作成と横展開
- ・運送事業者向けと荷主企業向けを想定した調査手法や調査票の更なるブラッシュアップ

協議会スケジュール（案）

・物流改正法施行
(流通業務総合効率化法、貨物自動車運送事業法)

R7.4

R7.6

・トラック適正化二法公布
(貨物自動車運送事業法、
貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律)

協議会
(8月26日)

協議会
(2月頃)

R8.4

取組み内容の検討・調整（※周知・啓発活動は年間を通して実施）

取組みの推進

令和7年度の協議会の取組結果について（周知・啓発活動）

トラック運送事業者に対する周知・啓発活動

1. 説明会、セミナー等

(1) 下請法・下請振興法改正に関する説明会

- ・開催日：令和7年9月25日
- ・講師：公正取引員会事務総局 中部事務所
取引適正化調査課長 勝上 一貴 氏
- ・内容：下請法改正の概要について
- ・講師：中部経済産業局 取引適正化推進室
室長 川口 貴司 氏
- ・内容：下請振興法改正法の概要



(2) 人材確保・労働環境改善セミナー

- ・開催日：令和7年12月2日
- ・講師：株式会社コヤマ経営 取締役 小山 雅敬 氏
- ・内容：運転者人材等の採用、人材が定着するための労働環境の整備、
人材確保・定着、働き方改革等に対する助成金
- ・講師：公益社団法人全日本トラック協会 経営改善事業部 部長 坂本 英也 氏
- ・内容：外国人特定技能制度について

(3) 物流改正法、適正化二法等に関する情報提供

- ・実施日：令和7年10月7日、令和7年11月26日
- ・講師：中部運輸局自動車交通部貨物課 課長 神戸 英至 氏
- ・実施日：令和7年10月8日、令和8年1月23日
- ・講師：岐阜運輸支局輸送・監査担当 首席運輸企画専門官 大石 悟 氏

2. 人材確保の取組

- (1) 無料求人サイトの開設及び検索サイトの掲載
令和4年度末より、株式会社リクルートと提携し、無料で採用ホームページを開設できるサービスを開始。
また、開設した求人情報サイトや既存の求人情報サイトのリンクを岐阜県トラック協会HPへ掲載でき、全日本トラック協会HPからも閲覧可能に。
- (2) インターンシップ導入支援助成事業
少子高齢化に対応するため、高等学校以上の教育機関からの依頼により、学生による就業体験（インターンシップ）の受入れを3日以上実施した会員事業者に対し助成金を交付



経済団体・荷主企業に対する周知・啓発活動

説明会、セミナー等

○下請法改正に関する情報提供

- ・開催日：令和8年3月4日（本協議会）
- ・講師：公正取引委員会事務総局 中部事務所 総務管理官 加瀬川 晃啓 氏

トラック・物流Gメンによる周知啓発活動

トラック・物流Gメン制度及び関係法令の制度改正に係る周知等を目的として、トラック運転者及び荷主等企業への調査活動を関係行政機関等と連携して実施

トラックドライバーへの聞き取り調査

日程	場所	ドライバー聞き取り人数	違反原因行為件数	実施機関
令和7年5月8日	名神高速・養老サービスエリア(上下線)	24人	3件 ※長時間の荷待ち	岐阜県トラック協会、中部運輸局、岐阜運輸支局
令和7年10月14日	道の駅「月見の里南濃」「クレール平田」	33人	5件 ※長時間の荷待ち、契約のない付帯業務等	公正取引委員会、岐阜県トラック協会、中部運輸局、岐阜運輸支局



荷主等パトロールの実施

物流ウィークリーによる取材あり

日程	場所(訪問事業者数)	実施機関
令和7年7月15日	大垣市の荷主等(9社)	中部運輸局、岐阜運輸支局
令和7年8月23日	可児市の荷主等(23社)	岐阜県トラック協会、中部運輸局、岐阜運輸支局
令和7年9月11日	関市の荷主等(10社)	中部運輸局、岐阜運輸支局
令和7年11月14日	大垣市、垂井町の荷主等(13社)	公正取引委員会、滋賀運輸支局、岐阜県トラック協会、中部運輸局、岐阜運輸支局
令和7年11月25日	多治見市・土岐市・可児郡御嵩町の荷主等(9社)	公正取引委員会、多治見労働基準監督署、中部運輸局、岐阜運輸支局
令和7年12月1日	滋賀県米原市、長浜市の荷主等(11社)	滋賀運輸支局、岐阜運輸支局
令和7年12月5日	山県市の荷主等(5社)	岐阜県トラック協会、中部運輸局、岐阜運輸支局
令和8年1月23日	岐阜市、羽島市の荷主等(11社)	中部運輸局、岐阜運輸支局

【ドライバーヒアリングの様子】



【荷主等パトロールの様子】

大和ハウス工業・DPL流山Ⅳの訪問と意見交換について

- トラック取引環境労働時間改善岐阜県協議会では、荷待ち時間短縮の実態調査（調査員が荷主企業の事務所に待機し荷待ち時間の計測。また、常時カメラを利用し実態確認）を行ってきた。
- 同様の取り組みを大和ハウス工業(株)（本社：大阪市）・キャノンマーケティングジャパン(株)（東京都港区）が実証実験（次頁プレスリリース参照）としてDPL平塚（神奈川県平塚市）において実施しているとの情報を、昨夏頃入手。今後の協議会の取り組みの参考とすべく、情報交換のため施設を訪問し担当者と意見交換した。

○日 時 令和7年9月26日

○視察場所 大和ハウス工業(株)DPL流山Ⅳ（千葉県流山市）

注：都合より実験が行れたDPL平塚ではなく類似施設のDPL流山Ⅳへの視察となった

○視察者 朝日大学 土井教授

岐阜県トラック協会 臼井専務理事

岐阜運輸支局 大石首席

他1名



DPL流山Ⅳ 概要



▼施設概要

- ・敷地面積 135,592.56m²
- ・総延床面積(北・南棟) 322,297.52m²
- ・総賃貸面積(北・南棟) 259,757.99m²
- ・階層 4層
- ・竣工時期 2021年10月
- ・アクセス 常磐自動車道「流山IC」から約2.5km



ポスト

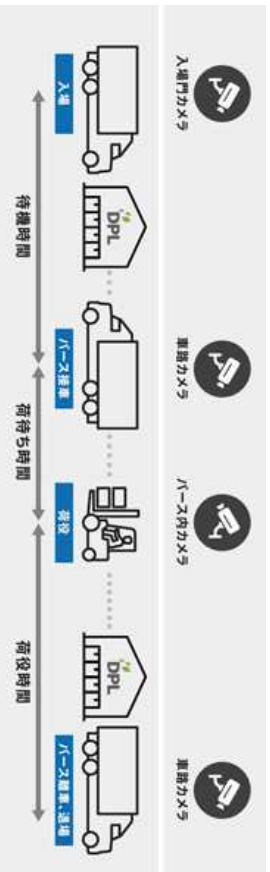
2024/09/09

報道関係各位

大和ハウス工業株式会社
代表取締役社長 芳井 敬一
大阪市北区梅田 3-3-5

～物流の「2024年問題」の課題解決へ～ 映像とAIを活用した荷待ち・荷役時間を可視化するシステ ムの実証実験を 大和ハウス工業の物流施設「DPL平塚」で開始

大和ハウス工業株式会社（本社：大阪市、社長：芳井敬一、以下「大和ハウス工業」）とキヤノン・クレーン・クレーン株式会社（本社：東京都港区、社長：足立正親、以下「キヤノンMJ」）は、物流施設におけるトラックドライバーの荷待ち・荷役時間を可視化し、改善を支援するシステムを開発しました。2024年11月1日より、大和ハウス工業が開発したスリッチテナント型物流施設（※1）「DPL平塚」（所在地：神奈川県平塚市）において、当システムの効果を検証するための実証実験を開始します。2025年4月以降、大和ハウス工業が運営する物流施設「DPL（ディーピーエル）」への本格導入を目指します。



荷待ち・荷役時間を可視化するシステムの概要図

■物流の「2024年問題」における荷主事業者を取り巻く背景と大和ハウス工業の取り組み

2023年6月、経済産業省、農林水産省、および国土交通省はトラックドライバーの人手不足により懸念される「物流の2024年問題」に対応するため、荷主事業者などに向けたガイドライン（※2）を公開しました。ガイドラインでは、荷主事業者がトラックドライバーの荷待ち・荷役時間を把握し、その時間を2時間以内（努力目標1時間以内）にすることを、必要な事項として定めています。

大和ハウス工業は、全国各地で物流施設の開発を手掛けており、これまでに332棟、総延床面積約12,950,000㎡（※3）（BTS型物流施設（※4）およびバルチテナント型物流施設）を開発してきました。2018年より、同社が開発する物流施設において、「トラックの入場予約システム・オンラインエックインシステム」（※5）が利用可能な環境を用意。荷主事業者とその物流委託会社となるテナント企業に対し、物流の効率化・自動化に向けた支援を行っています。

■当システムの概要

当システムでは、カメラが撮影する映像から物流事業者ごとにトラックを自動検知し、物流施設入場からバーズ（※6）への移動、バーズでの荷役作業、物流施設退場までの記録を自動で把握、蓄積します。また、映像をキヤノンMJグループ独自の作業解析技術を用いることで、映像からドライバーの行動をAIが分析し、荷待ちや荷役の時間を計測します。これらのデータに基づき、トラックドライバーの時間効率化に向けた改善を支援します。当システムにより、物流施設が単に荷物を保管する建物としてではなく、物流業務の効率化に資する役割と機能を持ち、物流の「2024年問題」にも対応する施設となることを目指します。

- ※1. 複数の企業テナントが入居できる物流施設。
- ※2. 経済産業省、農林水産省、国土交通省「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」。
- ※3. 2024年3月31日現在。施工中の物件含む。
- ※4. Build to Suit のことで、特定のお客さま専用の物流施設。
- ※5. 株式会社Hacobuが開発。
- ※6. 荷積み/荷卸しなどを行うためにトラックを停車させる場所。

以上

令和8年度の協議会の取組について

- ・「2030年度に向けた政府の中長期計画」に基づく施策を継続する必要がある。
- ・本年4月から物流効率化法が全面施行となり、また、適正化二法が一部施行、今後も順次施行されることから、引き続き改正内容の周知が必要である。
- ・来年度の協議会においては、上記に留意し、トラック運送事業者、荷主、行政等の関係者が一丸となって、トラック輸送における取引環境・労働時間の改善に引き続き取り組んでいくこととしたい。

協議会での令和8年度の取組（案）

○物流事業者、荷主等に対する周知・啓発活動

- ・物流改正法、適正化二法等の関係法令の周知（セミナー・説明会等の開催）

○トラック・物流Gメンの取組強化

- ・プッシュ型情報収集や荷主企業訪問（荷主パトロール）による啓発活動の実施
- ・違反原因行為の疑いのある荷主・元請事業者への「働きかけ」等の是正指導の実施

○荷主・運送事業者における物流効率化に関する取組の共有

- ・物流の効率化に向けた荷主・運送事業者の取組を把握し横展開

○運送事業者の取引環境・労働時間改善状況の継続的な把握

- ・ヒアリングやアンケート調査等を通じて、取引環境等の改善状況を継続的に把握